

第二十六回 参議院文教委員会會議録第二十三号

昭和三十三年四月二十五日(木曜日)午後二時十九分開会

委員の異動

四月二十三日委員吉田萬次君及び高田なほ子君辞任につき、その補欠として井上知治君及び坂本昭君を議長において指名した。

四月二十四日委員井上知治君及び坂本昭君辞任につき、その補欠として吉田萬次君及び高田なほ子君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 岡 三郎君

理事 有馬 英二君  
野本 品吉君  
矢嶋 三義君

委員

川口爲之助君  
近藤 鶴代君  
林田 正治君  
安部 清美君  
高田なほ子君  
松永 忠二君  
湯山 勇君

國務大臣

文部大臣 灘尾 弘吉君

政府委員

警察庁長官 石井 榮三君  
警察庁警備部長 山口 喜雄君  
調達庁不  
動産部長 松本 豊馬君  
自治庁財政部長 小林興三次君  
法務省人権  
擁護局長 鈴木 才藏君

文部省初等中等教育局長 内藤三郎君  
文部省社会教育局長 福田 繁君  
事務局側 常任委員 工業 英司君  
会専門員

説明員

文部省初等中等教育局長 木田 宏君  
文部省管理教育施設部長 田中 徳治君  
運輸省航空局監理部長 吉行市太郎君

本日の会議に付した案件

○教育、文化及び學術に関する調査(羽田飛行場周辺の学校における騒音防止に関する件)  
(茨城県における焚書事件に関する件)

(大分県及び佐賀県における教職員の人事行政に関する件)  
○社会教育法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岡三郎君) これより文教委員会を開会いたします。  
まず委員の異動について報告をいたします。四月二十三日高田なほ子君及び坂本昭君が辞任され、補欠として井上知治君が辞任され、補欠として高田なほ子君及び吉田萬次君が選任されました。

○委員長(岡三郎君) 先刻開会いたしました委員長及び理事打合会の経過について報告いたします。まず懸案の委員会提出法律案のうち、特殊学校における給食問題に関する件については、明日中に結論の出るよう努力することになりました。

次回の委員会については、明日金曜日午前十時より開き、社会教育法の一部を改正する法律案を審議し、採決まで完了することいたしました。なお、その後の委員会は来月六日開くことにいたしました。  
ちよつと速記停止。

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。本日の日程は公報掲載の順序に行います。以上御報告の通り取り運ぶことに御異議ございませんか。  
〔異議なしと稱ふ者あり〕

○委員長(岡三郎君) 御異議ないと認めます。  
まず羽田飛行場周辺の学校における騒音防止に関する件を議題といたします。

まず最初に前回羽田周辺における飛行場の騒音防止に関する件について各委員から御質疑があったわけであり、本日は調達庁不動産部長松本君からそのお答えを聞き、続いて運輸省、文部省からお答えを聞くことにいたします。

まず最初に松本調達庁不動産部長からお述べ願いたいと思います。  
○政府委員(松本豊馬君) 先々週の当委員会でお話のございました、ただいま委員長さんからお話の羽田飛行場周

辺におきます学校の防音対策についてでございます。あのときの話に従いまして、私も伺いたしましては関係の文部省、運輸省と相談の上、直ちにこの問題に取り組みしたわけでございますが、御承知のように、あそこには九つの学校が周辺にございまして、私が、私どもといたしましては、まず机上におきまして大体の騒音の程度等につきまして検討をいたしました結果、さしあたり大森第一中学校、並びに大森第五小学校について、いわゆる特損法の規定に基づきますいろいろな条件に合致するかどうかを急いで取り調べることになりましたのでございまして、それが、それに基づきまして大体この二つの学校はこの机上検討によりまして該当するのではなからうかという予定を立てたのでございまして、しかる上で去る十五日から十九日まで五日間にわたりました。現場におきましていろいろの条件を实地調査いたしましたことになりました。一方対米軍関係のこれまでのあそこの使用状況並びに今後の見通し等についても直接調査をすることになりました。この前の委員会後、ずつとやって参ったわけでございます。特に現場におきましては、御承知のように飛行機の発着の回数、飛行機の種類、騒音の程度、そういうふうなものを中心いたしましたして、関係の各省の御協力を得て五日間できるだけの調査をいたしましたわけでございます。その結果、集まりました資料を総合検討いたしました結果は、やはりこの

第一中学校と第五小学校は、非常に程度が高いものではございませんけれども、まずまず規定の条件に適合するといふ結果が出て参ったわけでございます。そこでさらに関係の文部省、運輸省とも協議をいたしまして、この二つの学校に対しては政府として防音措置を講ずるということに協議がまとまつたわけでございます。

そこで、一方これが裏づけとなります予算措置につきまして、私の方で大蔵省とも協議いたしました結果、どうにか措置できるというめどがつきましたので、この二つに対しては本年度内に防音工事をいたすということにいたしましたのでございまして。この防音措置は学校の授業等の関係もございまして、本年度内と申ししても相なるべくはこの休み中にやりたい、休み中にやることを原則といたしておりますので、さようにいたしたいと考えておるわけでございますが、学校当局からの申請を待ちましてさような運びにいたしましたと考えておるわけでございます。ただ大森第五小学校につきましては、学校の建物そのものが非常に何と申しますか、そう言っちゃ悪いかもしれませんが、ぼろけておりましたので、せっかくこの防音工事をやりまして、学校が古くいたんでおる関係上十分な効果を上げ得るかどうかということにつきまして心配の点があるわけでございますけれども、ともかくも政府としては工事をやるということをごきめておりますが、そこで相なるべく地元当局等におき

まして改築とかいうようなことがあつても、考へられれば、あわせてやつた方が非常に効果的ではなからうかと考へておりますが、今後この問題についてはよく相談して参りたいと、かように考へておるわけでございます。

なお、残りの学校につきましては、今後よく調査をいたしまして、善処して参りたいと考へておりますが、今までの出でおります資料に基いて考へますと、程度が相当違ふようでございます。それからどうかと考へておりますが、ともかくも十分調査をいたしまして、法規の定める条件に合致いたしますならば統一して防音措置を、対策をやつて参るといふことに相ならうかと考へておりますが、あるいは調査の関係等で本年度にはできかねるかも知れませんが、もしそういうものがあつて参りますならば、来年度におきましては十分予算措置も講じまして適切な工事措置をやつて参りたいと考へております。

以上簡単でございますが、御報告いたします。

○委員長(岡三郎君) 以上御努力をいただいた結果の御報告をいただいたて、非常に子供のためにありがたいと思うわけですが、運輸省の吉行さんの方から何かありまじょうか、報告が。特別ありませんか。

○説明員(吉行市太郎君) 特別にはございせん。

○委員長(岡三郎君) 文部省の田中教育施設部長から一つ御報告をお願いいたします。

○説明員(田中徳治君) 文部省といったしましては、調達庁、運輸省の御協力を得まして現場の実態調査をやつた結

果は、先ほど調達庁からお話申し上げた通りでございます。

なお、第五小学校の問題でございますが、これは相当に腐朽しておるといふことでございまして、この点はやはりせつかく防音の措置をいたすならば同時に実施しなければならぬというふうに考へまして、この点は東京都の教育庁の方にも連絡いたしまして、できれば国家の補償の金をむだにしないように、東京都におきましても多少改築予算を計上いたしまして、そうして実施に移したいというふうにある程度了解がついておりますが、できればやはり両方一緒に予算措置を講ずるようにしたいというふうに考へまして、東京都の方にはその申し入れをしております。

○委員長(岡三郎君) 田中さんに申し上げますが、私も先般都の教育長と話しましたが、この点については知事の方とも折衝して、自分の方としても相当考へておるからという話があつたので、一つ改築の点その他についても、やはり国費をむだにするということにならぬように一段と協力して何とか目鼻をつけてもらいたい、こう考へております。

○説明員(田中徳治君) 承知いたします。

○委員長(岡三郎君) 以上御報告をいただいたわけですが、何か御質疑がございせんか。

○矢嶋三義君 一言田中施設部長に伺いますが、私はこの報告を承わつておつて経過を考へたときに、妙な感じがするのですが、この特損法に該当するかどうかは、設置者の報告を待つて政府関係機関は調査し、動くとい

うことになつてゐるわけですか。そうだとすれば、結局この大森一中並びに第五小学校というのは設置者がほんやりしてつた、こういうことになるのじゃないかと思ふのです。大へんお困りになつておつた、そこで国会に持ち込んで国会から調査せよといったところが調査の結果は該当してつた。防音措置をしなければならぬ状況にある。かような政治では国民は全く行政官を心から信ずることができなかつたと思ふのです。設置者の申請を待つて扱うようになつてゐるのか。その点明確にして下さい。もしそうだったならば、これを機会に文部省としては全国の都道府県教育委員会を通じて、防音措置をする必要のあるところがあれば申請せよと、それに基いて調査をして、しかるべき措置をするからという通牒をあらためて出して注意を喚起していただきたいと思ひます。

○説明員(田中徳治君) この騒音問題につきましては、設置者の申請によりまして全国的に実は調査をしておりまして、たまたまこの羽田飛行場が最近になりましてこの問題が持ち上りまして、従つて今までの資料はほとんどなかつたわけでございます。このことはたぶんあそここの羽田の飛行場の拡張にからみまして、将来等の危険を考へまして、こういう問題が早急にやほりできてきたのじゃないかと考へますが、文部省といたしまして、また調達庁といたしまして、全国的にこういう問題を取り上げますが、その際は設置者の申請によりましてこれを調査するということになつております。

○矢嶋三義君 この際設置者に注意を喚起してもらいたい。

○説明員(田中徳治君) 十分これから徹底するようにいたします。

○野本品吉君 私は今の矢嶋委員と全く同じことなんです。実は私の郷里は旧中島の飛行場のあつたところで、そこが米軍に接収されて、ヘリコプター部隊の訓練が行われ、発着が行われておる。で、やはり騒音の問題について地方の者から陳情その他がきておるわけですが、これは今もお話を聞きますと、設置者の申請を待つてということですが、おそらく設置者から文部省なり調達庁なりへ申請が出てゐると思ふのですが、申請が出てゐるとすれば、私どものところへやかましく陳情その他がこないのだからと思ふ。従つて、飛行場周辺の学校で騒音に悩まされておられます。小学校の騒音の実態というものを全国的に御調査なすつて、陳情だとかその他いろいろなことを持たずに、騒音問題について積極的な処置をしていくというふうな考え方で手配等を私ども強く希望を申し上げておきます。

○湯山勇君 田中部長にお尋ねいたしますが、大森第五ですね。これは非常に建物古くて、まあ目的を達しられないかもしれないということで、東京都の方との連絡もしてあるということですが、ああいう騒動の多い地区にあって、こういうふうな古いということであれば、これは危険校舎か何かそういう対象には入りませんか。

○説明員(田中徳治君) 危険校舎につきましてはもちろん国家の補助がありますが、第五小学校につきましては危険校舎として対象に取り上げる程度にまだ及んでおりませんので、その点は困難だと考へます。

○湯山勇君 まあ一般的な基準からいへばいろいろ見方があると思ふのですけれども、相当古くなつておつて、しかもああいう特殊な地域ですから、他のところと比べてずいぶん騒動も大きいんじゃないかと思ひます。そうだとすれば、そういうものについては、せつかくまあ骨折りたいだいて、こういういい結論を出していただいておるわけですから、何かそういうふうな、相当古いうちの古いうちを認められるし、それを何とかしなければならぬやうな防音措置も役に立たないといふことであれば、特殊なケースとして、単に都だけに――まあ都に十分できる能力があれば別ですけれども、そうでなければ文部省としても危険校舎等の特別なケースとして取り上げるという措置があつても私は不当ではないといふように思ひますけれども、そういうことはできないものでしょうか。

○説明員(田中徳治君) 特にこの防音関係の補償に關しましては、今お話をいたしました点、十分研究したいと思つております。もちろんこれだけの問題ではございませんが、ほかにもこれに該当するものがあります。しかし基準に達しないので補助の対象に取り上げるといふことはせつかく防音工事の補償がむだになりますから、その点は研究いたしますが、第五小学校におきましてはいま少し研究を要するかと考へます。なお、補償できなくても、場合によつては都が十分裏づけをするといふようなことも都の方では申しておりますが、今申されましたようなことは今後起り得るケースでございますから、われわれとしても今後とも研究して参りたいといふふうに考へております。

それから、二校以外の点についても、松木不動産部長から御親切な答弁があったわけですが、将来大型ジェット機の登揚が確実に予想されておりますので、こういった点についても今後とも調査いただくことになっておりますが、よろしく願いたいと、こういうふうにお願いたします。

以上で本件についてはよろしゅうございませうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(岡三郎君) それでは、羽田飛行場周辺における防音問題については一応これで終了します。自後、この経過を見ていろいろとまた問題がありましたならば本委員会において検討することにいたします。

○委員長(岡三郎君) 次に、これも同じく、先般来本委員会において問題になつておりました茨城県下における焚書事件について、人権擁護局でいろいろと御調査をいただいてきておつたわけですが、前回は、その中間報告的な御調査の解明があつたわけですが、本日はまとめた報告をお聞きしたいと思ひますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、今の問題について人権擁護局から報告をいただく前に、灘屋文部大臣の方から申し上げたいことがあるという事なのでそれを聞きます。

〔速記中止〕

○委員長 岡三郎君　速記をつけて。

○政府委員 鈴木才藏君　それでは前回大体の点を御報告いたしました。が、今回まとめて御報告いたしたいと存じます。

まず本件の事件の起りました環境と  
 いいますか霧閉気というのを知って  
 おく必要があると思うのでございま  
 す。本件の事件の起りました北富田小  
 学校と申しますのは、水戸から水郡線  
 の山方駅でありまして、それからさら  
 にバス、徒歩で約二時間もかかるよう  
 な非常に不便な所でございます。電燈  
 もございませんでランプを使用してお

る非常にへんびな所であります。一般の住民の知識水準というものの相当低いように思われる所でございます。それから小学校の職員は構成でございますが、校長の島根政雄氏の外四人の先生がおられるのでありますけれども、校長のお年は五十一才でございます、それから他の教務主任、それから助教諭、こういう方はみな二十代の若い先生方のみであります。しかもその四人の校長以外の教員の方全部高校卒の方であります、いわゆる資格を持つておる方ではないのであります。こういうふうな雰囲気のもとに本件が

たちと交際するな、そうしてそれに対して絶交状を書け、こういうことを強制したかどうか、この点でございませう。調査の結果、前回大体述べた通りでございます。校長並びに石沢助教諭の供述が完全に対立をいたしております。

ます。校長は絶対に誓約書を書くこと、焚書すること、絶交状を書くこと、それを強制した覚えはない、こう強く主張しておったのであります。それから石沢助教論におきましては、校長から強制された、こういう主張なのであります。どこに真相があるかはつきりつかめませんが、私たちの方で調べました結果、校長は次のようなことと

を石沢助教諭に言つたのが大体真相ではないかと思われるのですが、それはまず今後まじめに授業をやる、こういうふうな誓約書を書け、あるいは約束状を書け——そういう約束状を書けと言つたことは間違いないところであります。ただ、その場合現在証拠に残っておりません誓約書の一項でございますが、進歩的な研究をしないこと、それから二項の進歩的な会合にも出席せず、また進歩的な人とも交際いたしません、こういうことを強制的に書かしたかどうか、これは非常に疑問なのであります。間接的に、こういう進

とも交際しない、こういうことがラン  
プの事件がありました後、昭和三十一年の十一月九日の校長と石沢助教諭との会見の際の主たる話の内容ではなかつたかと思われるふしがあるのであります。従いましてその校長の年令、

地位というものと、石沢助教諭の年令、それから比較的弱い性格の点を考えますというところ、石沢助教諭が相当強い心理的な圧迫を受けたということも認定されるように思われます。この点につきまして、校長がこの誓約書の全文を指示して石沢助教諭にそのまま書かしたかどうか、その点は今日はつきりと認定する資料がございません。し

かしただいろいろの状況から判断いたしまして、石沢助教諭がこういう誓約書を書く心理的な一つの強制を受けたということとは十分に認められると思うのであります。

それから本を焼いた事件であります。これも島根校長の供述の内容によりますと、そういう進歩的な本について善処したらいい、こういふうな言葉を使っております。善処という言葉が一体焼けという意味であるかどうか、これはその当時の両当事者の言葉のやりとり、そういうものから判断せざるを得ないのであります。やはり

長が知るところとなりまして、昨年の十一月の九日に、校長が石沢助教諭の下宿先をたずねた。そうして果してほやが出たかどうかを確かめに行った。ところがその日に石沢助教諭は不在で

あつたのです。それが帰りました。から、  
急いでその日の午後七時ごろ島根校長  
をたずねて、その宿直室においていろ  
ろ本件の動因となりますような話が出  
たわけであります。そのときに、きょう  
は君の下宿に行つたけれども、一体ど  
こへ行つていたか。そうすると、木村と  
いう人の所へ行つていた云々という話  
から、その木村という方の村における

評判を校長が知っておりまして、そのきつかけからいろいろ本件のような進歩的な人と交際しない云々の話が出ております。やはりそのときの零円気から申しますと、木村という人の性格あるいは評判から、こういふふうな進歩的な人と交際しない方がいいだろうという話が出、そうして石沢助教論といったしましても、校長から受けます一種の威圧からそういう誓いを、いわゆる進歩的な人と交際しない、絶交状を出すというふうな気持ちになったのじゃないか、こう考えられるのであります。

従いましてこの誓約書の件、石沢助教

論がいわゆる進歩的な本をみずからの手で焼きましたこと、それから絶交状を出しましたこと、これは石沢助教論がみずから進んでやったというよりも、やはり一つの心理的な強制のもとにやったのではないかという見方もあるのでございます。またそういう見方もできると思います。ただその点には石沢助教論の性格の弱さというものが手伝わっていると考えられるのでございます。

それからランブの事件でございますが、この点につきましては、石沢助教論もだれか第三者の作爲的な事故ではないかということを言っております。けれども関係者の、特に下宿先の人たち、それから石沢助教論が信頼しておりました木村という方の供述、すべてを総合いたしますと、やはりこれは決して第三者の作爲的な事故ではないように認定されるわけでございます。第三者と申しますと、結局下宿先の人か、あるいは警察、あるいは別のそういうふうな人の行動が想像されるのであります。全然そういう気配は見えないと認定をいたしました。あくまでこれは石沢助教論の不始末、あるいは偶然の何らかの自然的原因によって発生したものであらうと、こう考えるのであります。

その次に、この事件に背後があるのではないか、あるいは教育委員会、あるいは警察が背景になって島根校長をして年の若い石沢助教論に対して前述のような誓約書、あるいは進歩的な本を読まないとか、進歩的な人と交際しないというふうなことを言わせたのではないかというふうな疑いが持たれておるかもしれませんが、私たちの方では

調べました結果によりますと、直接そういう背景はないように認定いたしました次第であります。そういう根拠につきましては、また具体的にお尋ねがございましたら私たちの資料に基いてお答えいたしたいと存じます。

○矢嶋三義君 局長承わっていますとね、この前の御報告と寸分交らないのですね。

○政府委員(鈴木才藏君) ええ大体……。

○矢嶋三義君 ええ大体じゃない。前進したところは一つもないわけですが、この前の委員会では、やはり学校長の監督は行き過ぎだ、また学園思想の自由を脅かすおそれがあるということを明確に答弁され、何らか措置を必要とする、それに対してもし注意喚起とか警告を発したか、どういふ措置をとられたか、本委員会に報告してもらいたくない、こういうことを要請しておいたわけですね。きょう承わると寸分交らない。前進していないわけですね。今どういふ疑問点があつてどういふ調査を進められているのですか。

○政府委員(鈴木才藏君) 私の方としては、校長の石沢助教論に対する態度、またそのとつた措置が、石沢助教論の学園の自由と申しますか思想の自由、そういうものを相当干渉しておる。この点において勧告をすべき事件であるように考えますので、ただどういふふうにとどういふ程度の勧告をするかというのを今練っておるわけでございます。

○高田なほ子君 大体この間の御報告とほとんど出ておらないようですが、問題は校長と石沢先生の言いが全く対立しているというところに問題が

あつたわけですので、私どもが期待したのはこの対立については当事者の言分を聞いたものではこれは問題にならない。あくまでこれは平行線に行くだろうと思う。校長は少しでも罪をのがれたいというふうな気持ちから口を縛つてこのことは、いや、やらない、やらないとそれは答えるのであります。しかし被害を受けた者は被害を受けたことを率直にそのまま述べるのであります。従つてそれは双方の言分を聞いておつたのではこれは調査にならない。一応はなつてもそれは調査にならない。私が期待したのは、この二者の対立した意見はこれは傍証を固めることによつてこれを裏づける以外にない。従つて人権擁護局はこの二つの対立した問題にどのような傍証を固めて来られたか、これに非常に私は期待を寄つたわけですね。たとえばこの誓約書を書かせた、書かせないということに今は触れても本人もありませんからどうにもならないのですが、問題は十一月の九日に校長宅において誓約書を書かせられ、その誓約書自体がその次の日の朝会で全職員に対して誓約せしめられたということなのであります。

これが本人が自発的に誓約をしたものか、それとも強制的に誓約をしたものか、その場に居合せた他の四名の教職員からどういふ問題を聞くことによつて大体の傍証は固められると実は見ておつたのです。この点に点について傍証はどういふふうな点に固めて来られたのか、この点をお尋ねしたいと思つてます。そのほか傍証を固めるについてはたゞさんあると思うのですが、本を焼かせたと本人は言ひ。しかし、校長は焼きたさいとは言わなかったのだ。善処しな

さいと言つたのだというふうに言ひ張つておるようであります。それから、なぜ校長はその次の日に果して彼の本を焼いたかどうかということをお尋ねする。公務中に本を焼いた現場を検査に行つたか。善処しなさいということはお尋ねする。焼きたさいということではなかつたと言つておつても、しからばなぜその日に現場に行つて本がどういふふうな焼けたかというのを何かのために校長は検査をしたのか、どういふふうな点は大きなこの傍証になるわけですね。口では反対を言つても行動そのものが立証づけて来る。これは法務局の方です。それから、われわれしるうとがそんな調査方法によつて申し上げるべき筋合いじゃないでしようと思つてますが、はなはだしく今の御報告を伺つておられますと、この二つの対立した重要な問題についての傍証固めというのについてはどうも触れられておらないのです。従ひまして、一応どういふ形でこれらの事実について傍証が固められて来たのか、詳細に御報告をお願いしたいと思います。

○政府委員(鈴木才藏君) 今の傍証の点でございますが、こちらから調べに参りまして調査した範囲の点になりましたが、翌日誓約をいたしました当時の状況につきまして先生方からその当時の模様を聞いております。それから翌日校長がわざわざ石沢助教論の下宿先に行つて、果して本を焼いたかどうか確かめに行つたか、その点でございますが、確かに校長は翌日行つております。けれども、何のために校長が行つたかという点でございますが、これはやはり当事者の主観的な問題になるのであります。校長の言によりますれば、

ば、果して本を焼いたかどうか、そのあとを見に行つたというのではなしに、この事件が起きてどういふ石沢助教論を追い出さないでもらいたいい、よろしく今後頼むというふうな頼みに行つたという供述なのであります。その他校長がほんとうに本を焼いたかどうか確かめに行つたかということはどうしてもこれを認定する資料が、資料と申しますか傍証はないのであります。それは一つの解釈の問題になるほかはないと思つております。

○高田なほ子君 せっかくお調べいただいたのですが、非常にあいまいじゃないでしようか。十一月九日の日に校長は何がためにこの大家のうちに来たのか、それは校長は本人がどういふふうな不始末をされたかしたので、部下教員の不始末があつてまことに申しわけない、今後ともぜひごめんどうをわづらわしたい、こういうふうな理由をもつて校長は大家のうちに来つたと言われておるわけですね。これは前にも御報告の中に若干そういう点が漏れておつたわけですね。十一月の九日に頼みに行つて、またその次の日に、しかも公務執行中に書物を焼いた現場をなぜ校長が見に行つたかという、そういう疑問点についてはあまりつきりしておらないのではないかと、しかもこれは教員組合の方から調査に参つたときには、明らかに校長は書物を焼いた現場を臨検したと説明をしておる。はつきり見に行つたのだと説明をしておる。こういう事実から見れば校長が書物を焼けたと言つたということは、それから推して調べられると思うのです。しかも本人は八十冊焼いたというが、実際のその灰の量から見ればそれほどな

は、果して本を焼いたかどうか、そのあとを見に行つたというのではなしに、この事件が起きてどういふ石沢助教論を追い出さないでもらいたいい、よろしく今後頼むというふうな頼みに行つたという供述なのであります。その他校長がほんとうに本を焼いたかどうか確かめに行つたかということはどうしてもこれを認定する資料が、資料と申しますか傍証はないのであります。それは一つの解釈の問題になるほかはないと思つております。

いというように、本を焼いたか焼かないかという問題の争点をめぐってはかなりの資料が第三者側からあがっている。そういう資料を元にしなければ、双方の言い分だけを聞いたのではどうも調査にならない。大体物事を調べるためには、こうした貴重な傍証というものを固めていかなければその真実がわからないというのが常識であります。遺憾ながらこの傍証についてははなはだ脆弱であつて、どうもたくさん事件が山積されておるので、御調査もすみずみまで行かなかつたのではなにかと思ひますが、そのことによつてせつかくの人権擁護局の使命が果されず、封建的な色彩の濃い中で、最も弱い者が権力の中で屈服して泣いていかなければならぬというこの人権じゅうりんが人権じゅうりんのそのままで終つてしまふといふことであつたのは、本委員会での問題を取り上げ、また擁護局に御苦勞をわづらわした効果がないうるに考へられて大へんに残念に考へます。

それからもう一点尋ねたいことは、校長は誓約書を受け取り、この誓約書が本人の訴えによつてがぜん表面化した、そこで非常に校長はあわてしまつた、すなわち十二月二十日の日に茨城県教員組合の調査団が校長に會つて真相をたゞした、そしてその真相をたゞした中に、今言うような本を焼いた所へ見に行つたといふことはつきり校長の口から述べられておる。そういうような問題が起つたその次の日に校長は八時半に児童の朝礼がありましたが、その朝礼のあとで校長の裁量に基いて全職員に職員室に緊急集合を命じた、そして、こういう問題が外部

に漏れると石沢君にも不利だ——お前にも不利だ、私にも大へん迷惑のかかることだから何とかこれはもう内部で解決できないものだからか、こういうような内部的に何とか解決するために君から預つていた誓約書は返そう、誓約書をわざわざ石沢助教諭に返すことを校長自体から申し出てきたといふこの事実は何を物語つておるか。校長が不当な誓約書を書かせないならば、何も正常な授業をわざわざ校長の存で不正常授業にしてまでも、なぜ誓約書を返そうと職員会を開いてそこで自発的に言ひ出したのか。こゝらあたりにも校長が誓約書を書かせるまでに至つたその経緯といふものをおぼろげに読みとることができるといふ。しかもこの職員会議は朝の九時ごろから、授業はもう全然自習状態にさせておいて、昼飯も食べずに、とにかく夕日の沈むまでこの問題のために職員と校長、なにかずく石沢氏と校長との間で、事を明白にすべきこと、そして条件なしに黙つていこうといふことはできないのだといふ論争が繰り返されたといふ事情を私は聞いておるのであります。従つて十二月二十一日のこの職員会での模様といふものがどの程度調査され、その職員会の模様をめぐつて校長のつた態度は、これは果して妥当な態度であつたのかどうか。そしてそのいきさつから考へて、この誓約書は自発的に本人が書いたものであるかどうかといふこと、こういう認定は容易にできるのではないかと思ひます。もし御調査があればそれと、それからその間における職員の意見などもあつたはずであります、承わりたい。

○政府委員(鈴木才藏君) まずお断わりたいとおかなければなりませんのは、確かに調査が十分でなかつたといふ御批判は甘んじて受けるつもりであります。ただ私の方は役所でございまして、ある情況証拠から特定の事実を推認するといふことはよほど警戒を要する点があるのであります。先ほどおつしやいました、この事件が起きまして後に職員会を開いた、そしてさきに石沢助教諭から受け取りました誓約書について話し合つておりました。その当時の状況も全部供述に詳しくございします。ただ私はこのように考へます。第一、問題のあつた誓約書を石沢助教諭に對して島根校長が強制的に書かしたかどうかといふ問題よりも、たゞ自発的に石沢助教諭が書いたものであるにしろ、校長があつた内容の誓約書を受け取り、かつ保管しておること自体は、私は非常に校長として非常識だと思ひます。従いまして、あの校長が、この事件が起きまして、本件のような誓約書を持つておること自体、それを受けたこと自体に非常な過失を、あるいは非常識を感じて、何とかそれを円満に解決しようといふふうになつたのではないかと、こういうふうには解釈をしておるわけでありませう。

○高田なほ子君 一応そういう解釈は成り立ちますから……しかしその行動についての解釈が、擁護局の解釈とまた私の解釈が相違したからといふ、これは別に問題にはならないと思ひますが、問題は、校長が受け取つたこともそれは悪いでしやうが、そういうものを書かせたといふことに對する良心の苛責といふものは、ここ

からおほほげに引き出すことは可能だろうと思ひます。それからその次に非常に疑問に思ひますことは、一体その進歩的な書物といふことについてどういふふうな校長から見解を尋ねて來られたか。進歩的な書物といふものはどういふ内容のものであつたのか。擁護局がこの書物を見た場合にどういふふうな感じを持たれたか。これは感じになります、い

かがでしやう。

○政府委員(鈴木才藏君) 今お尋ねの進歩的な本といふもの、それは校長がどのようなものを進歩的な本だと解釈したかといふことの調査はどうも確かな調査ができておらないように考へます。

○高田なほ子君 調査ができていない……。それでは、木村氏をさし

まして、校長は非常にこの人はまあ片寄つた人であるといふふうなきめつけ、こういう人とは交際してはならないといふことが話し合ひにも出たでしやう、だから絶交状も書かせたのでしやう、そこで校長は木村氏という者に対してどういふ認識を持つていたのか、これが非常に私は疑問だと思ひ、またこれは木村氏の所屬する茨城県農業団体労働組合からも連合会として校長に抗議文が出ておりました。しかしこの抗議文に對しては校長は一言も自他ともに説明はしておらない。木村氏をさして赤だと言つておるその根拠といふのは、非常に不明確である。しかもこのことによつて同氏の名著は非常に傷つけられたと木村氏は述べています。またミチューリン農法を赤のことだと断定したといふのは実に噴飯ものなのです、ミチューリン研究といふもの

を知らない人が言つておるので、これはまあ専門家に聞けば全く噴飯ものですが、これをもちつて赤ときめつけておるようであります。それから木村氏の研究範圍を赤のことはばかり研究している、だからこういう進歩的な人はけしからぬといふふうな、とにかく石沢助教諭の交友關係としての木村氏といふのは、この校長にかかつてはもうめちやくちやに誹謗を受けているわけですから、こういう対人關係のものについては農業団体労働組合からも抗議文が出ておるようであります、交友關係について校長はどういふふうに見ておつたのかといふようなこと、特に木村氏が擁護局の調査によつて、これに校長の言ひがどうも条項に該當しておつたかどうかといふ点の報告。

○政府委員(鈴木才藏君) いわゆる世上で、赤だといふ一つの日本語の言葉でございしますが、それはその使われま

す地域によつて非常に違ふと思ひます。程度が違ふと思ひます。私たちの調査員の報告に基きまして、村では木村氏を赤だといふ評判がされていたらしいのですが、實際はそういう方ではない、非常にまじめな農業の研究家のように見受けました。それからおそくあの村では一番の見識を持つた方のように見受けました。木村氏の供述も全部詳しくとつてございします。

○委員(岡三郎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。

○高田なほ子君 擁護局の方では木村氏についての御認識は、今説明があつた通り、しかしこの林警部補といふの

は、木村氏からその後手紙が参りまして、朝日新聞の茨城版によると、林警部補は交友関係について木村氏を調べたことはない、ただその他の問題について木村氏を訪問したそのついでに交友関係のことについて尋ねたのだというふうに林警部補は言っておる、擁護局の方もそういうふうに本委員会では御報告になっておる、ところがその後御本人の木村氏から手紙が参りまして、これは岡委員長にも御賢察を願うためにお渡ししてあるわけでありまして、その内容はあの新聞報道とは違ひし、擁護局の報告とも違ひ。なるほど林警部補は私のところに別な用件でたずねたことはあつたが、特に石沢氏との交友関係を調べるために私をたずねたという新しい問題が起つてきています。一体警察官が個人の交友関係のことについてたずねていくという事は、これは私は職権の乱用だと思ふのです。犯罪容疑でもあればこれは別問題ですが、何らの犯罪関係に関係なくして石沢氏との交友関係を個人に対して調査するということ、これはどのような形であろうとも許されていいことではない、こういう新しい事実に対しては私は十分擁護局の方でも、人権擁護の建前から警察官の職権乱用という点についても重視せられたいと思ふのでありますが、これに対して私の報告に關して御報告がございましたら。

○政府委員(鈴木才藏君) それでは大體、大官警察署の林警部補、これは警備係でございます、この人と木村安明氏との関係について調査したところを、もう少し具体的に申し上げます。私たちの調査によりますと、木村氏は今申しました大官警察署の林警部補と二、三回会つております。ただ直接林警部補が木村氏の思想調査をする、あるいはしたという傾向は見えません。いや、言葉はちよつと誤解を受ける悪いのですが、林警部補が直接木村氏に會つて木村氏の思想内容を聞き取ったという事実はないように見受けまゐります。ただ間接的に木村氏が勤めておりました事務所の秋山栄子という方から、いろいろ木村氏のことについて聞き出そうというふうに努力しておつたようには見受けられます。それからこの事件が起きました後に林警部補が小学校に参りまして、そして小学校の女の先生からいろいろ聞いておるようでありまして、別の機会にこの事件について、林警部補は木村氏にいろいろ聞いておるようでございますが、木村氏の私たちの方の調査に対する供述によりますと、林警部補は別に木村氏と石沢助教諭との関係、それから石沢助教諭のことについて強制的に供述をさせようという事はなかった、こういうことははっきり述べておられました。結局、あなたの村で大きな事件が起きましたね、というふうないろいろな雑談で、林警部補はむしろ校長のやつたことをいろいろ非難しておつたといふことの話でございます。

○高田なほ子君 思想調査の問題に就きますが、直接思想調査をしたことはないといつても、これは直接本人に向つて何を考へているかなどということとは、それは幾ら何でも聞かないこと、思想調査といふのは、いつも側の者からだんだん聞いていって思想調査をするのであつて、それから石沢助教諭のことについても強制的に聞いたことはないといふが、木村氏は何も強制的に聞かれる悪いこともしてありませんから、私は強制的に聞いたか聞かないかということではなくて、個人の交友関係について聞き取ったという、そのことについても私はおかしいのじゃないかといふのです。これは見解になるでしようけれども、木村氏はそのとき突つたばかりでいざうとあなはたおつしやるかもわかりませんが、何のために個人の交友関係などを聞かなきゃならなかつたか。かりに私はどんな警部にとれどれと交際があるかとか聞かれましたも突つたね、理由がなければ、というふうに、人権擁護といふのは強制的に聞いたか聞かないかといふのではなくて、非常にデリケートな問題の発生の仕方が多くありますから、やはり人権を守るといふ建前において、警察権の特別な権力の乱用といふことにわたらないような注意をしてしかるべきであつたという感じがわれわれ持つわけです。時間もありませんようです、最後に言わしてもらふならば、この種の問題は決して非常な大問題であるといふふうには考えないかもしれません。けれども、学問の自由とか思想の自由とか、これを守つていくという建前から考へたときに、なかなか封鎖的な農村地域の中ではこういうことが起りがちであり、権力のないものと権力のあるものととの間では、やはりいろいろな問題が起りがちであり、なかなか最近学校の職場の中で非常に反動的な空気が見え、校長の職権といふものが乱用されて、この種の問題がぼつぼつとして起つておることから考へたときに、実は私の主義としては、この当事者を委員会にでもおいでいただいて、もつともつと

詳しく事情を聞いて、再びこういうような不祥な事件、少くとも良心の自由、それから本を焼かせたといふことは前代未聞の不祥な事件でありますから、こういう不祥な事件が起ることのないように、そういう賢明な意図のもとに、実は取り上げさせていただいたわけですから、一つ擁護局は、予算も少く、仕事は山積しておつて、はなはだどうもいろいろな調査方に御苦痛を感じていらつしやることはかねがね私も承知であります。しかしその使命はきわめて実に大きくあり、また私どもが人権擁護局に期待するところは実に大きいものがあります。一その御奮闘を期待するわけです。

○政府委員(鈴木才藏君) 今の高田委員のお言葉に對しまして、私一言申し上げます。私に野法曹から去る二月一日に人権擁護局長になつたのであります。従来の人権擁護局のこういう人権侵犯事件につきまして調査の態度、方法その振舞ひ方といふものを従来の記録から見ると、やや遺憾な点があるように思ひます。これは人権擁護局の陣営、スタッフの能力あるいは人数の点から考へるのでもございまして、本人の基本的な人権を守る職務の重大、こういうものは非常に強く感じております。本件が起きました後、私はこの点が氣になつたのであります。本件といふものは、いわゆる片いかに起きましたこの本件が、ある強いバックの線に沿つて起きました事件であるか、あるいは関係者の非常な非難があるいは程度の低いために起きました事件であるか、これをまず見きわめて、こういうことを重点にして調査員に命じたのであります。あるいは調査の点が、警察がいろいろ事件を調査し、検察庁が取り調べますように強制的な方法もございませぬので、調査が徹底しておらなかつたためかどうか、知りませんが、全般的にこの事件を見まして私はこの校長のつた態度、それから石沢助教諭のとりました態度、こういうものは決して強い背後の——背後と申しますと、あるいは教育委員会、あるいは警察関係のそういうものを意味しますが、あるいはどこかの教育の方針についての強いあるバックのところからこういう事件が起きたかどうか、こういう点に關心を持って本件を見ますと、それは否定せざるを得ない。これは非常に校長としても能力のない、常識を欠いた五十過ぎた校長、それから石沢助教諭も、現在では相当いわゆる筋金が入つたと言われておりますが、彼がほんとうに尊敬しておりました木村氏の言によりますと、石沢助教諭は意思が薄弱な人であり、とうてい人のうわさするような主義者というタイプの人間ではない、こういう言辭から考へても、これはやはりその勢屈、あるいは程度の低い教養、そういうものから起きた一つの偶発的な事件じゃないか、あるいはそういう事件が起きますには、外部の広い波に左右される、あるいは空気に左右されることはございしますが、本件については、やはりそういう偶発的な、非常識な人の、あるいはよく勉強してない素養の低い人たちの間に起きた一つの事件じゃないか、こういうふうに見たわけでございます。

○委員長(岡三郎君) それでは、今後の人権擁護局のこれに対する措置等は

他日にゆずりまして、一応ここで質疑を終ります、よろしくごさいます。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岡三郎君) それでは、鈴木人権擁護局長にお願いたしますが、これに基くところの島根校長に対する措置その他については、やはり経過を委員会として見守っておりますので、どうぞこれに対してそのような措置がとられたならば、御連絡、御報告をお願いいたします。

それから文部省の方としても、それとにらみ合せて、本件については、背後関係はないが、珍しい事件であるという観点から、こういう問題が今後非常識であろうと何であらうと、発生せぬように何らかの措置をせられるようにしていただいた方がよいのじやないかと思ひます。これについてお答え願ひます。

○政府委員(鈴木才藏君) 人権擁護局といたしましては、島根校長に対してすみやかにしかるべき措置をとり、至急に御報告いたしたいと思ひます。

○委員長(岡三郎君) 文部省の方として……

○政府委員(内藤三郎君) ただいま、人権擁護局長のお話のように、本件は非常に偶発的なものであると考えておりますのであります。教育委員会といたしましては、すでに双方に訓告を与え、今期の昇給の停止を双方ともいたしておるのであります。なお今後こういうことの起きないように、県の教育委員会を通じて、できるだけ地方教育委員会に指導を強化して参りたいと考えております。

○政府委員(鈴木才藏君) 最後に、まことに僥倖でございますが、ちよつとつけ加えさせていただきます。それは、この事件が起きてから後の村民たちの考えでございます。今までの地方の村民の人たちは、いわゆる進歩的な本を就くと、すぐ赤だといふふうな程度が低かったと思ひます。そして、校長が、こういういわゆる進歩的な本を就む、こういうことを助教諭に對して注意をするといふことは別に氣にもしなかつた。ところが、この事件が起きてから、村民の人たちが非常に学問の自由あるいは思想の自由、そういうものに対して、新しい、啓蒙された目を持つてきた。非常にいい事件であつた。周囲がこの問題を取り上げたといふことは、やはり、現在の社会において、こういうことが問題点なのだという一つの一般の認識を得たといふやうな結果をもたらしておるというところを報告しておきます。この点だけ申しておきます。

○委員長(岡三郎君) 次に、大分県及び佐賀県における教職員の人事行政に關する件を議題といたします。御質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○矢嶋三義君 大分県及び佐賀県の人事情況について、先般の委員会から質疑をなしているわけでございますが、先般の委員会では、大臣並びに局長が出席しておられなかつたので、その点質疑が残つております。その後佐賀県においては問題がきつめて重大に急進展いたしたようでございまして、若干時間をいただいで質疑を続けたいと思ひます。

質問の本論に入る前に、若干前提として質疑をいたしたいと思ひます。時間の關係上、簡明率直に御答弁を要請いたします。

まずお伺ひしたい点は、人事異動があつても相当日数が経過してしまつたから、おそらく都道府県教育委員会の資料を集計されていると存じますが、昭和三十一年度において小中学校の教職員は何人もふやされ、また昭和三十一年度末において卒業された学芸学部並びに教育学部卒業生は何名就職できたか、数字を承りたい。

○政府委員(内藤三郎君) 私どもへの報告によりますと、北海道を除いて、約三千名の増員計画ができておるのですが、具体的にどの程度確実に充足されたか、まだ報告を受けていないのであります。従ひまして、学芸大学の卒業生の就職状況、これについても、今のところ正確な資料はございませんので、早急に調査いたしたいと思ひております。

○矢嶋三義君 その点は早急に調査をお願いいたしておきます。たとえば、本日質疑の対象になつておる大分県、佐賀県等においては、さらに再建団体に於いては、新卒の就職率というものは希有、まれに見る低い率になつておるようでして、これは今後のわが国の文教政策上重大な問題だと考えますので、至急に資料を整えていただきたか。

ここでそれに関連して一つ承つておきたいのですが、教育学部、学芸学部の卒業生のうちの教育奨学生は、一年以内に就職について奨学金を受けた期間の倍の期間動員すれば奨学金が免除されることになつておる。一年以内に就職できぬ場合には二年以内に就職すればいい、かような規定のあることは御

存じの通りです。しかし、最近の教育学部並びに学芸学部卒業生の就職状況を見ておきますと、二年間にわたつて就職への就職を希望しながらもなおかつその職が与えられないというのが実情です。国家の手で養成した、かような教職員が就職できない、しかも二年間就職できないからといって、そこで奨学金を返さざるを得ないといつても奨学生は非常に困りだろつと思ひます。かような就職したいという意思を持ちながらも二年間にわたつて就職が与えられないといふような教育奨学生に対しては免除の規定を適用すべきだと、私はかような社会情勢にあると考えますが、文部大臣の御所見はいかがですか。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) 実情によりましては十分考えなくちゃならぬ問題だと思ひます。

○矢嶋三義君 次の委員会までその点は検討しておいていただきたいと思ひます。

次に伺ひたい点は、本年度まで退職勧告は全国的にどのくらい行われたか、また、その際退職勧告される場合に、都道府県によつてそれぞれの差異があるわけですが、大体何才くらいのが教職員を対象にして勧告がなされたか、局長の知つておる範囲内においてお答え願ひたい。

○政府委員(内藤三郎君) 本年の退職勧告は、まあ主として再建団体が中心でございます。もつとも教育界としては例年三月の人事異動にはある程度の新陳代謝が行われておりますことは御存じの通りであります。特にその意味でやや無理な点がございまして、は大分とか、あるいは佐賀とか、ある

いは山梨とか、長野とか、こういう点を聞いておるのであります。年令の点ではまあ各県まちまちでございますが、大体四十七、八から五十五くらいまでが多いようでございます。

○矢嶋三義君 大臣に伺ひますが、私が承知している範囲では、局長が今申されたように四十七才から五十二、三才程度に勧告が盛んに行われております。しかもその内容は明らかに男女差をつけております。共かせぎは大がいに勧告の対象になつて奥さんの方がおやめになつておるのが実情でございます。鹿児島県においてはそれをのがれるために真剣に先生が法的に離婚しようといふことを決意されたといふことが伝えられております。かように深刻です。これらの人事行政に關して大分県では始業式が一週間おくれた、佐賀県では四回にわたつたこの人事異動の発令が出された。そういうことを續けて、さらに後ほど伺ひたいと思ひます。

より重要な事態が大分、佐賀に生まれて参つておるわけですが、かような事態が教育界に起り、教育水準を維持向上することに懸念される事態の起つた理由はどういふところにあるかと大臣はお考えになつておられますか。また、そういう事態を解決するのにはいかような方策をもつてすればいいとか、いかなお考えを持っておられますか。根本的な問題でございまして、お答えいただきたいと思ひます。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) お尋ねの問題はまことに悩みの多い私は問題だと思ひます。今日地方によりましてはいろいろ問題が起つておりますが、その大きな原因は、一つには私は財政の面からくるのだらうと思ひま

す。ことに今日は地方財政がかなり窮乏になっておりますので、その対策として御承知のように財政再建計画というものを立てて、あるいはまた自主的にさような計画を立てて財政の立て直しをやつて将来の発展に資する、こゝういふようなことになっております関係上、教育予算の面におきましてもある程度の制約を受ける、かような関係があるというのを私は考えます。同時に、また退職等の問題につきましても、教育界におけるいわゆる新陳代謝と申しますか、だんだんと先ほどお話がございましたように、学校を出ていく人の就職も今日はよほど状況がよろしくないといふことがいろいろございまして、自然新しい人々を採用するために古い人々にやめてもらわなければならぬ、かような関係も出てきておるようであると思つております。

○矢嶋三義君 その国家財政並びに地方財政の実態のために若干の制約を受けることはいたし方がないといふような御答弁でございますが、私は申し上げるまでもなく、本年度のわが国の国家財政といふものは飛躍的に膨張しておる。地方財政計画においても約一億四千万以上膨張しておる。ところがその中における教育予算のふくらみ方といふものは五十億をこそこ、そういうところには私は教育輕視の政策が表れておる。それが父兄の変わった形における負担になっていっている。こゝういふ点私は指摘せざるを得ないと思つております。時間がかかりますから私意見は多く申し上げませんが、問題をしばつて一番この深刻なのは法に基く再建団体並びに自主再建計画を持っている団体、これに對しまして自治庁の方で相

当の助言と指導をされてゐるわけですね。あの再建法が成立する場合には文部省と自治庁の十分なる連絡がなされ、また都道府県自治体においては教育委員会と県側の十分なる意見調整の上に行われるといふようなことでもございまして、これは、国家財政、地方財政が、さらに民間においては笑ひもとまらぬほどいふゆる神武以来の景氣と言つてゐるにかかわらず、ただ教育界のみに多くこのしわ寄せがきてゐるという点については文部大臣として何はすだと思つてゐる。具体的には、法に基く再建団体並びに自主再建団体のその再建計画を、教育水準を守るといふ立場から自治庁と再検討される御用意はございしませんかどうか、その点伺いたいと思つてゐる。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) 仰せの通り今年度の予算は相当膨張いたしております。従ひましてまた文教予算におきましてもかなり増額をいたしておるわけでありまして、私はしかし国の需要なり、地方の需要といふものは、ただ単に教育だけではございせんので、従ひまして他の方面にも必要な経費が要るわけでありまして、教育予算だけを確保するといふわけにはなかなか實際問題としていきかねる、この点は一つ御了承願ひたいと思つてゐる。その点を守るといふ心持は、これはまたお互ひに持たなくちやならぬ問題でございします。われわれといたしましては苦しいけれども、教育の水準は守つていきたいといふ熱意は持つておるつもりでございます。なかなか實際問題として予算の点その他について

地方によつて窮乏な思いをしていただかなくちやならぬと思つてゐます。これはお氣の毒なことでありまして、お氣の毒に思つておられますが、多少のことではございせんが、この際のことではございせんが、願ひなくちやなるまいといふふうにおきましては、これに對して自治庁とも十分連絡いたしましてその是正に努力いたしたいと思つてゐます。

○矢嶋三義君 文部大臣。この教職員といふものは次代の日本を背負つて立つ人を教育する人なんです、従つてその教育者その人が人間として完成されてからこそ私は教育を行はれると思つてゐる。男性にしても女性にしても四十七才八才程度で教育予算が貧困なるがゆゑにといふ理由をもつて整理をされる、こゝういふことは私は日本の教育界にとつてはまことに悲しむべき一大損失だと私は考へる次第ですが、こゝういふ点については大臣はどうか、こゝういふ点についてはお話しますか。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) お話しの御趣意につきましては格別變つた考へはいたしておりません。四十八才でも古過ぎてやめにやならぬだろうといふふうには私は考へておるわけじゃございせんが、實際の問題といたしましては何かしなげればならぬといふ場合にはある程度の標準を立てて、これを実行する以外に道がないのじゃないか、こゝういふふうにおきておられます。

○矢嶋三義君 日本においてはこの教育學部、學芸學部の卒業生が就職できない人が非常に多い、しかし教師が多過ぎるのじゃなくて、むしろ私は不足している実情だと思つてゐる。諸外国の例を私が申し上げるまでもございせんが、ともかく一學級に六十人程度を入れてゐる学校といふものがたくさんあるわけですね。ところがいつも指摘されることですが、学校教育法の施行規則の十八條には、小学校は一學級五十人以内を標準とする。中学校は、五十五條において同様、小学校に準じて一學級五十人以内を標準とする、こゝういふはつきりした法的根拠があるわけですから、これを大臣としては私は實現させる、この法を守らうと思つてゐる。その点いかがですか。

○國務大臣(瀧尾弘吉君) 私としましてはお話の通りに、この基準を維持するといふことに努力すべきことは、これは當然のことでございます。もちろん仰せまでもなく努力して参らなければならぬと存じております。ただ實際問題といたしまして、中央並びに地方の財政の実情がなかなかその通りに参りかねるというのが今日の事情でございします。その点私は大いに遺憾としておるところであります。私の努力の足りません点はさらに御鞭撻をいただきまして、今後努力して参りたいと思つてゐます。

○矢嶋三義君 せめて大臣として都道府県教育委員会に對して、施行規則十八條、五十五條の線に沿つて努力さるべきだといふ通牒ぐらゐは私は出していただきたい。ほんとう言つたらあなたの方で警告を発するとか、あるいは地方教育行政の組織及び運営に關する

法律の五十二条によつて私は措置要求をされなければならぬ性質のものだ、かように私は考える。直ちに私は措置要求をしなくては、そこまでは申しませんが、せめてこの条章を、これに沿つて都道府県教育委員会は定数条例をきめるなり、教育政策を推し進めるべきだという通牒を私は出されるべきだと思ふのですが、いかがでしょう。

○国務大臣(藤尾弘吉君) その点につきましては、あらためて通牒を出すまでもなく、私は地方としてもその考えをし、その努力は教育委員会もいたしておると思ふわけでありませう。いかにせん実情がなかなかそこまできかねるということが、今日われわれ教育関係者の悩みでございます。

○矢嶋三義君 この通牒を出されないという点は、私は通牒を出されたいというのとはおかしきと思ふのです。ここに自治庁の財政部長がおいでになつておられますが、再建団体並びに再建団体の教職員の定数を、再建計画承認を受ける場合に、自治体は自治庁と交渉する場合は、あなたの方が締めに締めていくわけですよ。これはもう五十人以下の条章というものは全くネグレクトして、類似の何県に比べたら君の県は少し数が甘い、というような助言と指導をされておられるわけですよ。そういう点は文部大臣御存じでしょう。事実それはそんなです。だから私は文部大臣としては、再建団体あるいは再建団体の財政計画について承認を与えて指導されることの自治庁長官に對しても、さらに都道府県の知事並びに教育委員会に對しても、日本の教育の維持、向上していくためには法的な規定

があるのだから、これに沿つてやられるべきであり、またやることを望ましいという意味の意思表示を私は文部大臣はされなければならぬ、かように私は考えます。いかがでございますでしょうか、これは疑点はないと思ふのですが。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 仰せまでもなく、われわれといたしましては、自治庁に對しまして、また地方の教育委員会、関係当局に對しまして、さうなことは申ししております。

○矢嶋三義君 自治庁の小林財政部長がおいでになつておられますが、団体個々についてはいろいろと違いはございますけれども、後ほど具体的にいつて参りますが、相当再建計画そのものに無理な点がある。それから具体的に施行規則の十八條、五十五條を全く無視しておられるところに原因があつて、あるいは大分県、佐賀県というやうなああいう教育界においてゆゆしき問題が起つてきておられるわけ、ただいまの文部大臣の言葉を聞かれたと思ふのですが、再建計画の再検討を私はやつていただきたいし、今後再建計画の変更の申請があつた場合には、十八條、五十五條の精神をくんで私は対処していただきたい、またさうされるべきだ、こゝろ私は思ふのですが、いかがでございますでしょうか、お答えいただけますか。

○政府委員(小林興三次君) 再建団体の再建計画の中におきましては、私は率直に申して、いろいろ無理なところが相当あるのじやないかと私は思つております。これは教育だけの問題ではない、ほかの経費につきましても、ず

いぶん赤字を再建するために、一般の仕事まで押えておれば事務も圧縮しておる。その他事業費その他も安くいたしておりまして、非常に苦しいと思つておるといふことは、私は率直に言つて事実だろふと思ふのであります。われわれといたしましては、これは全くやむを得ぬこととして残念に思つておりまして、一般的な財源の増強によつてこれをカバーすることを考えなければならぬ、さういふことで財政上の財源の充実というにつつきましても、及ばずながら力をいたしておる次第でございます。幸いにして本年度におきましては、先ほど来お話の通り自然増も相当、交付税も多少はこれは伸びておるのでございまして、公債費の対策につきましても多少の措置はとられておる、こゝろいふことでございまして、私はこの伸びを基礎にして、再建計画は当然もう一度修正変更の事態が起つてくると思つておるのでござい

ます。まあ、もつとも歳出面におきましては給与改訂等の大きな問題もございします。それからいふゆる指定事業と申しまして、公共事業のワークを過去三年間の七五%に押えたりまでございしておる状況でございます。こゝろいふこととは長く続くべき事態で私はないと思ふのでございします。そこで昭和三十一年度につきましては、さうした給与の問題、指定事業等の問題が全部確定したところで、もう一ぺん許す限り実情に合ふやうな計画変更をそれぞれの団体でせざるを得ない、われわれもまたさういふ考えで、変更の際には許す限り全体のバランスがとれて、しかも再建の目的が達し得るやうに、さうするよう

な配慮はいたさなくちやならない、こゝろいふに存じております。

○矢嶋三義君 文部大臣は都道府県の教育委員会に對して指導助言の権限を持つておられ、都道府県教育委員会は法の改正によつて人事権を持つことになつたわけですが、子供の前に立つてその人格の完成を目ざして教育をされる教師の人事を扱う場合の基本的態度といふものは、私は一言にして尽して言へない、公平であり、きわめて慎重でなければならぬと思ふ。で、大分県の場合ですね。自主再建計画に基いて整理をするに當つて当初から、やめな人は地公法の二十八條で強制整理をするといふことを盛んに振り回して、まあいけば、だんびらをきかして、そしてこの年度末の異動に對処して参つたわけですが、かような私は態度といふものは、起らなくていい争いを、紛争を起すおそれがあるのではないかと、さういふ点については大臣はど

ういふ御見解を持っておられますか。○国務大臣(藤尾弘吉君) お話の通りに教職員に關する人事は公正であり、また慎重でなければならぬ、これは当然のことだと存じます。

〔委員長退席、理事野本吉吉君登壇〕大分県でどういふやうな措置をとりましたか、私つまびらかにいたしませんけれども、行き過ぎのやうなことがある、あるいは非常に乱暴な措置をとるといふやうなことで、子供に悪影響を与えるといふやうなことがあつては、これはもちろん考えなければならぬ問題だと考えます。

○矢嶋三義君 次に内藤局長に法的なことを伺いますが、それはいいゆる新しい教育委員会法の審議は十分逐条審議が尽されなかつたので依然として疑問が残つておられるわけですが、あの中

の市町村教育委員会の内申権ですね、この点について私は具体的な例をあげてお答え願ひたいと思ふのですが、市町村教育委員会の内申がなければ都道府県教育委員会は人事の立ち入りはできない。ところがその場合市町村教育委員会がたとへば十出す、そのうちの十が十全部その内申が受け入れられなければ内申を全部撤回する、こゝろいふに都道府県教育委員会に市町村教育委員会が望んでゐるということですね。こゝろいふ事態といふものは、あの逐条審議からどういふやうに解釈され指導されておられるか、要するに内申権と人事権の實際上の運用についての見解を承りたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 御承知の通り教職員の服務監督は、市町村教育委員会がするわけでございます。従つて市町村の教育委員会が内申をいたしまして、それを県の方が——任命権は県の方の教育委員会にございまして、任命をする、これは府県と市町村との調整をとつたわけでございます。内申を待たないで府県が一方的に人事をする、これは好ましくないと思ひます。今のお話のやうに、全部が出そろわぬ市町村の場合に、全部内申いたしまして、府県の方ではそれを一々了解できないものもあるかと思ふのであります。できるだけ私どもは事前に府県と市町村が協議をして、あとは摩擦の起きないやうに内申権を行使し、人事権が行使されることを私どもは期

待し、またそういう指導をしておるの  
でございませう。

○矢嶋三義君 それは一応聞きおきま  
しょう。

次は、大分県といえは小さな県です  
が、単年度に二百八十七人という整  
理、この計画ですね。佐賀県、これま  
た全国的に見てもきわめて小規模の自  
治体ですが、三十年度において四百八  
人、三十一年度において二百五十九人  
の先生を整理する、しかも佐賀県の場合、小学校、中学校合せて約七千人  
の生徒、児童が増加するにもかかわら  
ず、三十一年度単年度において二百五  
十九人を整理する、かような再建計画  
そのものは、私は無理だと思つてい  
ます。その証拠には大分県、佐賀県の教  
育関係者さらに父兄、PTAまで、こ  
ういふ数字が打ち出される前に佐賀県  
の教育はこれでは守れないと、ずいぶ  
んと県並に議会側に陳情があつたよ  
うですが、結論的には自治庁との話し  
合ひで大分県は単年度二百八十七名、  
佐賀県は二百五十九名もの整理計画が  
立てられたようですが、このこと自体  
私は無理な計画だと考へるのですが、  
これらの教職員の定員について具体的に  
扱っている文部省の内務局長並びに  
自治庁の小林財政部長はどういうお考  
えをお持ちになれるか、また今後いか  
うに指導されていかれようとしておる  
か、その点を承わりたいと思ひます。

○政府委員(内藤三郎君) 大分県に  
つきましては二百八十七人……私よく検  
討してみたいんですが、

〔理事野本吉君退席、委員長着  
席〕

やはり大分県の場合……佐賀県の場合  
が二百五十九名、少し無理ではなから

るかといふのが私の率直な意見でござ  
います。この点については自治庁の方  
でも再建計画についてお考えをいただ  
くように十分な申し入れをして参つた  
のですが、ただ大分県につきましても  
は、大分県当局ではこれで何とかやる  
というふうな御意見でございまして、  
で、私どもの方としては大分のため  
に特別に自治庁にはお話をいたして  
ませんが、佐賀については私どもも無  
理だと思ひますし、佐賀県当局も無理  
だといふ点で、ただいま自治庁にもこ  
の点は十分連絡し修正方をお願いし  
ておるのであります。

○政府委員(小林三三君) 今文部省  
からお話のありました通りでございま  
して、佐賀県の問題につきましても文  
部省の方からも御要求がございませ  
う。地元の方におきましてもいづれ資  
料を付して計画変更を求めたいから、  
その際考へてくれるようにという御要  
求があつたのであります。われわれと  
いたしましては、再建計画の支障のな  
い限りにおきまして、実情に合ふよう  
な必要な修正は考へて差しつかえな  
い、こゝろに考へておられます。

○矢嶋三義君 そこで、そういう意味  
なら、佐賀の場合はこれは再建団体、  
大分は自主再建団体ですが、その再建  
計画から問題がだんだんと発展して参  
りまして、これから私何れ具体的な問  
題が起つて参つたわけなんです。

まず大分の方から承りますが、大  
分は大分県教育委員会としては教組と  
も協議をされ、そして自主再建計画  
の二百八十七名は無理ではあるが、し  
かし議会できまり、自治庁の承認を得  
た計画であるから、二百八十七名だけ  
は何としても整理せねばなるまい。校

長であらうと、教員であらうと、助教  
であらうと、その二百八十七名の内容  
は関知しない。ともかく二百八十七名  
という頭数だけはそろえなければなら  
ぬ、かように大分県教育委員会できめ  
ました。それから県教組においても、  
この県会できまつたことなら、それに  
対しては妨害的行為はとるまい。い  
ゆる闘争態勢を解いて、そしてその  
ときに当初から振り回しておつた地公  
法の二十八条の発動、この強制整理と  
いふものはいまだかつてわが国の教育  
界に行われたこともないし、また多年  
にわたつて教職に尽された方々が最後  
に強権をもつて職場から追われるとい  
うことは、追われる人も感慨深いもの  
がございませうし、また子供に対する  
影響もあるもので、地公法の二十八条  
の強制整理といふものは避けよう、こ  
ういふ話し合ひのもとに年度末の整理  
人事が進められて参つたわけでありま  
す。

経過は申しませんが、結論的には四  
月六日の午後六時に十三人の教職員に  
対して大分県教育委員会は地公法二十  
八条を発動して強制整理をした。とこ  
ろが、退職を勧告しておりましたから  
その計数を整理してみましてところ  
が、約五十一人よけいに退職してお  
つて、そして休職者の復職その他を精  
算すると、結論的には十九名の先生が  
即座に進退を決しなければ不足とい  
う事態が起つて参つたわけでありま  
す。そこでこの二百八十七名を超過し  
ても整理したのだから、過員といふも  
のはなくなつたのだから地公法の二十  
八条といふものは撤回さるべきであ  
る。経過から、そういう問題が起つて  
紛糾を来たしているわけでございます。

が、法的な点については、先般法制局  
並びに人事院等の見解を承つたわけ  
でございませうが、大分県の再建計画を  
今後修正することは将来の問題とい  
つても、当面起つてくるこの紛争  
については二百八十七名というこの自  
主再建計画の数字というものは、もう  
すでに超過して依願退職が出てきてい  
るわけでありませうから、荒つぽい地公  
法の二十八条の発動といふものは、私  
は撤回されるように、そして円満に  
解決されるように私は文部大臣として  
は大分県教育委員会に助言を与え指  
導されるのが適切だと考へるので  
が、大臣の御見解はいかがでござい  
しょう。

○政府委員(内藤三郎君) ちょっと  
事実を先に御報告したいと思ひます  
が、実はこのお話のように二百八十七  
名を整理するといふことではござい  
ませんが、努力いたしましてできるだけ地  
公法二十八条の適用を避けるように組  
合側とも県教育委員会が十分連絡をと  
られて、御努力されたわけでありま  
す。しかしながら期限が延び延びにな  
りまして、四月六日まで待たずとも  
四月六日まででどうしても十三名  
だけ足りなかつた。やむを得ず地公法  
二十八条を発動して十三名を免職し  
た。こゝろに事実でございまして、そ  
の後四月の七日、八日にあとから勸奨  
退職をしておりましたので、その分が  
出て参つた、そこに食い違いが起きた  
のでございませうが、この点は私も非  
常に遺憾に思つておりますが、事實は  
さうでございます。

○委員長(岡三郎君) 大臣の答弁はい  
いのですか。

○矢嶋三義君 もうちょっとしたら大  
臣の答弁を求めます。

大分県の教職員課長は、上京されて皆  
さんに報告されたことを言われている  
と思ひますが、私は地公法の二十八条  
をもつて教職員を整理する以上は、こ  
れは慎重に慎重を期して、法的にい  
つても一点のすきがないようにしなけ  
ればならないと思ひます。といふことは、私  
は時間がきて恐縮ですが、多くは申し  
上げませんが、あの中をやめさせられ  
た中津市出身の校長さんは、県視学も  
やり、付属校にも勤務したことであ  
る、ともかくりっぱな人であつたとい  
うのです。その校長さんが、今と  
なつて言われるには、自分はふつつか  
ながら三十数ヶ年大分県教育界に尽  
して来た。その末路がこゝろに日本に  
初めてある強権といふような形では自  
分も下れない。もう金の問題ではな  
い。涙を流しながら、私は会つたこと  
はないのですが、先輩、後輩に話され  
たといふことを聞いています。それが、  
二十八条を発動するに當つては、何月  
何日まで退職願を出せば、退職割増  
金をかくかく出して、こゝろにやうに  
退職させる、以後は受け付けないぞ、  
そしてその期日がきたならば、教育  
委員会としては、自分の行政機構をフ  
ルに動員して、そして何名やめた、  
現在過員は何名だ、不都合にも大分  
県は法に基く定数条例をこしらえてい  
ない。実はこしらえなければならな  
い。こしらえていない。そのときに、  
予算上からしても、何名過員である  
といふことを確認して、何名過員であ  
るからこゝろに地公法二十八条を発動す  
る、こゝろに私は行政執行をやらなけ  
れば、この大分の場合、六日の午後六

時云々はあとでつけた文句だと私は考  
えます。さういふことで、前から勸  
告しておるのに、あとからあの自然退  
職がよけいに出来たというよりなことは  
考えられないのです。三十日、三十  
一日、一日、二日としばらくたって  
ですから、あとから五十一人もよけい  
に退職願が出てくるというところは考  
えられない。また大分県の新聞で校長一  
名、事務職員一名、それから教員十一  
名に二十八条を発動した。六日の午後  
六時に発表した。大分県の所管課長が  
文部省にきて木田課長にその通りに報  
告した。さうして去る十七日になっ  
て、あの事務職員のあの一人名は発動し  
ていなかったと公式発表をしております  
が、これはいかぬことですね。地公  
法二十八条は決してこのようにもあ  
るんではないかと思う。さういふ点  
について、私は相当に手落ちがあつた  
し、また二十八条を発動するに、明  
確な疑義がある。その一つとしては、  
事應のいかんにかかわらず、退職した  
人の辞令は三月三十一日になつてい  
るわけですから、だから、大分県教育  
委員会に対して、文部大臣の名前で、  
昭和三十三年三月三十一日の大分県の  
教員の定数を報告しろと言つたら、三  
月三十一日、すなわち四月一日付で要  
請したら、オーパーして、やめた人は  
全部定員が落ちているわけですから  
ね。さうでしょう。明らかに大分県の  
定員というものは、四月一日において  
は、もう過員というものはない。欠員  
ですよ。それを四月六日に言つて、地  
公法を、過員だからといって発動して  
いるというところは、これは明らかに法的  
にも不備がある。これは私は法律を勉  
強なされた文部大臣としては、きわめ

て明快に御理解いただけると思うので  
すよ。従つて、すでに一週間も始業式  
がおくれて、さらにごたごたしている  
わけなんです。地公法の発動に不用  
意があつた点は、さういふ点は遺憾で  
あつたといふことを指導し、さうし  
て、もう欠員になるほど整理してい  
るのだから、撤回して、円満に大分県教  
育界をおさめるといふような助言と指  
導を、私は文部大臣はなさるべきだ  
と思ふ、と私はあえて文部大臣に申すこ  
とは、これはこの前大分に行つたとき  
に、これは大分県の県内の問題として  
一日も早く処理して、教育界を平静に  
して、一週間の始業式のおくれたのを  
取り返すようにしたがいよいよだろ  
うと、言つて、私は大分生れですからね、若  
干の人にお会いした。そのときにはそ  
ういふふうには言われておつた。そこ  
が、教職員課長は東京にきて木田課長  
に会つたらしいのです。さうして大分  
県に帰つたところが、文部省は全面的  
に大分県の教育委員会の措置を支持す  
る、それは言われなかつたかもしれない  
けれども、新聞記事に出ていふので  
す。県教組は、法廷闘争するならば法  
費用まで文部省が見ようといつたとい  
うので、信じられぬけれども、新聞に  
出ている。それによつて県側と教育委  
員会側は硬化した。これは売り言葉に  
買い言葉で、それならというので、先  
生方も硬化して、これは抜き差しなら  
ぬ事態になつてきているわけ、かよ  
うな激突状態に陥つたのは、これ  
はどういふ言葉で文部省の方々が大分  
県の所管課長に話されたかも知れぬ  
が、若干あなた方にも関係があるわけ  
ですね。私は、ひそかに若干責任があ  
るのじゃないかと思つておるわけなん

です。その追及はしませんが、大臣の  
御見解を承りたいと思ひます。  
○政府委員(内藤三郎君) 今矢嶋委  
員のお話のように、私も不手ぎわで  
あつたことは認めていふのです。ほん  
とくにこれが円満に解決されることを  
私も期待しておつたけれども、と  
もかく、四月六日の日には二百八十七  
名にならなかつたといふことも、これ  
も事実なんです。そこで……  
○矢嶋三義君 何の事実があります  
か。  
○政府委員(内藤三郎君) そのとき  
に、四月六日に、各地方事務所の人を  
派して調べたところ、これがまあ市町  
村の手にあつたかも知れない。その  
辺の点は、お話しのように不手ぎわは  
私もあつたと認めるのです。少くとも  
地方事務所が集つた集計によると、十  
三名の過員であつた。そこで二十八条  
をやむを得ず発動したのだ、さうい  
ふに聞いております。それですか  
ら、お話しのように、市町村の、ない  
し市町村教育委員会のとこに辞表が  
あつたかも知れない。そこで調査を  
突きとめたかつたといふのは、私も  
も粗漏であつたといふふうに感じてい  
るのであります。

○国務大臣(藤尾弘吉君) 大分県の今  
回の問題につきましては、いろいろ私  
も話を事務局からも聞いておりま  
す。また、ただいま矢嶋委員からもご  
ざいました。今局長も申しましたよ  
うに、非常に妙なケースになつてし  
まつた、さういふことだろつと私は思  
うのであります。法律的に言へば、大  
分県の処分といふものは、あれで別  
に差しつかえないといふことも言えるか  
と思ひますが、実際の経過に  
徴してみまして、何らかやはり考へて  
みなくちやならぬ点もあるのじゃない  
か、さういふふうには私も実は思つて  
いるのであります。この問題は、しば  
らく考えた上で一つ答弁をさしてい  
たいと思ひます。  
○矢嶋三義君 その点は、大臣に一つ  
検討していただいて、次の機会に答  
弁していただきたいと思ひます。ただ、文  
部省の公務員の方は、優秀な方ばかり  
おられるわけですが、さういふ発言、助  
言、指導といふものを注意していただ  
きたいと思ひます。どうも二、三年  
前に比べると、少し言葉が適当かど  
うか知りませんが、文部省のお役人さん  
少し強気なところがあるようですね、  
すべての問題について。それは、愛媛  
の勤務評定の問題についても、これは  
公けの席上だからあまり言ひたいかぬ  
から、七分くらいでとどめておきま  
す。が、相当私は問題点があるといふこ  
とを若干私はつかんで、少し強気過ぎ  
ます。これはどこからその力が出るの  
か、その力のソースはどこか、私は究  
明しておりませんが、都道府県教育委  
員会には、文部省の係官にしても、課長  
補佐にしても、ましてや課長とか局長  
となれば、これは金科玉条ですよ。そ  
れで、大分の場合、今度典型的に現わ  
れているが、文部省の意見というの  
で、五段抜きで出て、一変して教育委  
員会と県側が硬化して、教組何するも  
のぞ、法廷費用まで文部省が持つてく  
れることになつたといふので、勢い込  
んでいふのですから、こつぱ  
り千万だと思ひます。この点は、助  
言と指導される権限はあられるわけ  
ですから、それを私はとやかく言ひわ  
けではないのですが、やはり事教育のこ

とであるし、しかも、子供の前に立つ  
先生のこともなんです。処分するに  
當つても、あるいは免職させるに當  
つても、きわめて慎重な態度をとつて  
いただかないかと思ひます。  
そこで、私次に佐賀の問題につ  
いて、さらに若干承りたいと思ひま  
す。これらの点について、他の委員諸  
君も御質疑がありましようから、私  
二、三点だけ伺いたいと思ひます。  
が、昨日大臣には個人的にはお目にか  
かつたわけですが、佐賀県の教  
組の幹部に対して、逮捕令状が執行さ  
れたといふことを聞いて、私は実は  
びっくりしているわけですね。いやしく  
も教職員を逮捕するに當つては、さ  
ういふ場合でない限り、明確な犯罪嫌疑  
があり、その必要があるものでなけれ  
ば、私は軽率にやるべきでないと思  
ひます。その逮捕令状を執行した理由  
を、あとほど聞きたいと思ひますが、  
あなたが伝え聞いていられるところを  
聞きたいと思ひますが、私が聞いたところ  
では、佐賀県の再建計画における教職  
員の定数、教育予算、さういふものが  
佐賀県の教育水準を維持して行けない  
といふ全県的な世論を背景に、佐賀県  
の教職員組合が二月十四日、十五日、  
十六日、いわゆる三・三・四割で休  
みを合法的にとつて、さうして集會を  
して、情勢を聞き、さらに県教育委員  
会に対して、教職員の待遇の措置要求を  
地公法四十六条に基づいてやつた、こ  
のことが地公法三十七条に違反するとい  
うので教育委員会が行政処分をした上  
に、さらに事件があつて二カ月後の昨  
日になって檢察権の発動をしたとい  
うように私は聞いていられるわけ、この問  
題について私はこれから質疑をいたし

たいと思うのですが、現在までに文部大臣がキヤッチされている経過と状況について、骨子をまず承わりたいと思います。

○国務大臣(遠尾弘吉君) 今回の佐賀県の事件は、私といたしましては、まことに遺憾なことだと考えておる次第であります。この遺憾と申しますのは、二月十四、十五、十六、この三日間にわたりましていわゆる三割、三割、四割の者が休んだ、そして要求貫徹大会というものを開いた。このことに端を発しまして、地方教育委員会が行政処分をした。さらにまた、昨日は警察権を発動するということになりましたこととから、全体をまことに残念なことだと思っておる次第であります。私どももいたしましては、教職員の諸君が団体を作り、そうして法に許された範囲の行動をせられることについて、かれこれ言うわけではございません。ただ願わくば、法を逸脱しないように、法の範囲内で一つ行動をとってほしいというのが、私どもの念願でございます。この点につきましては、これは就任以来その考え方を周知徹底するように努めて参つたつもりでおるのでございまして、遺憾ながらかような事件が起りました、今日までのような経過をとったわけでございますが、まことに残念に思っております。昨日の警察権の発動につきましては、教職員の諸君のとりました行動が地公法の三十七条でしたか、これに違反する行為である。そしてその一部の者は六十一条にも該当する、こういうようなことから、警察権を発動したものと聞いておるわけでありまして。詳細なことに

つきましては、政府委員から事実を御報告いたします。

○政府委員(内藤警三郎君) 昭和三十一年四月二十四日の午前六時、佐賀県教職員組合役員十二名に対して、地公法三十七条違反容疑で任意同行を求め、同行を拒否したために三名が逮捕された。それでこの十二名のうち十名に逮捕状が出ておるのですが、婦人の二名については、逮捕状は出ておりません。一人は同行を拒否したので、処置が未定になっております。他の一人は、お母さんが病氣のため、予定の時間に出頭できないで、午後に出頭の予定である、こういうふうなことに何ったのであります。押収、捜査した個所が組合本部、支部、分会及び私宅、四十三カ所でございます。このうち分会等が学校の校内にございまして、学校における組合の分会を捜査したのが十四カ所と聞いておるのであります。捜査はできるだけ学童への影響をおそれまして、実際は五時四十分から八時半には終了して、児童への影響をできるだけなくするように努力した、こういうふうな聞いております。

○矢嶋三義君 内藤局長にまず伺いたいのですが、局長は昨日新聞記者に会って、警察権の発動についてどういう見解を表明されましたか。

○政府委員(内藤警三郎君) 私は、こういう事態が起きましたことは、非常に教育界のために残念なことである。そういうことのないように県の教育委員会でも、しばしば佐賀県の教組に対しては違法行為にならんように御指導されたし、また、文部省も従来から、しばしばこういうことのないように御注意をお願いするように努力して参つた、今回ははなはだ遺憾ですが、こういうことになったというところはこれはやむを得ないと、こういうふうに申しました。

た、今回ははなはだ遺憾ですが、こういうことになったというところはこれはやむを得ないと、こういうふうに申しました。

○矢嶋三義君 こういうことを申されたと聞いたのですが、事実かどうか。それは佐賀県教育委員会は、地公法三十七条違反と断定をして行政処分をやった。だからつり合いがとれんから、警察権の発動があるのは当然だ。つり合いがとれるために、警察権が発動されたのだというふうに、あなたは談話を発表されたというのですが、それは事実ですか。

○政府委員(内藤警三郎君) そういう意味ではなくて、私はこれは電話だと思つてございましてけれども、そういうふうな意味のことを向うから言われたのです。私はそういう意味ではないので、行政処分と刑事罰は別だ、建前が別である、ということをおぼろげに申し上げておきます。

○矢嶋三義君 佐賀県教育委員会は、地公法三十七条の違反であるとして行政処分を決定する以前に、文部省の所管局あるいは所管課に対して、何らかの助言と指導を仰ぎましたか、仰ぎませんでしたか。

○政府委員(内藤警三郎君) 本件についていろいろな御報告なり、あるいは御相談は受けたこともありますが、これは、処分については、全然私どもは事前には聞いておりませんでした。

○矢嶋三義君 地公法の三十七条に抵触するから、佐賀県教育委員会は、行政処分をすべきだというふうな指導をされておりましたか、木田課長。

○説明員(木田宏君) 私どもの方で指導申し上げます場合には、処分をすべきであるとかないとか、そういう個々のことにまで立ち入って、お話を申し上げておることはないと心がけてやっております。

きであるとかないとか、そういう個々のことにまで立ち入って、お話を申し上げておることはないと心がけてやっております。

○矢嶋三義君 そこで、地公法三十七条の違反であると認定したそのことについて、私は政府委員の見解をたゞしたいと思つた。佐賀県の場合、二割、三割、四割で先生方が集会をもちました。私は聞いております。しかし、その際に、集会場においてになる先生方は、プリントを刷るとか、ともかくも学習計画を十分立てられて、そうして残つておられる六割、七割の先生方と生徒児童の指導について、十分の打ち合せをされて、しかも、労働基準法で保障されている有給休暇の願いを出し、それから地公法四十六条に規定されている勤務条件に関する措置の要求、これを県並びに教育委員会に出すために休ませていただくということを学校長に届けを出し、学校長はそれに対して許可を与えて、そうして先生方は集会場に集まつて、そのときにける佐賀県の教育予算等についての報告を聞き、そして県並びに教育委員会にいろいろと陳情要請に参り、かような公務員の行動が三十七条の争議行為に該当するとは考えられない。こういうことは私はわが国の一つの労働慣行にすでになつておると思うのです。これを直ちに三十七条違反だと断定して行政処分をやる、さらに警察権の発動をやるということは、これは私は組合運動に対する弾圧だと言えぬのじゃないかと思つたのですが、御見解いかがですか。

○政府委員(内藤警三郎君) 本件が御承知の通りだ。前日から計画されまして、二月の十四、十五、十六とこの三日間に三・三・四の割合で一斉帰郷を指令した。この場合に問題点になりまゝすのは、お話しのように帰郷をいつでも取れるかという問題ですが、確かに労働基準法によれば、帰郷は使用者は与えなければならぬ義務があるし、当然労働者の権利であります。しかし、いつ与えるかというところは、学校の授業の正常な運営を阻害しない範囲で与えることができるのであつて、従つて三割四割という一斉帰郷が、学校の正常な運営を阻害するかどうかという点にかかつてくると思つたのです。少くとも三割四割というものが学校を休んだ場合には、大部分の児童は、自習なり、あるいは授業の繰り上げなり、あるいは放棄なりをせざるを得ないと思つたのです。これは私どもは授業の正常な運営を阻害しているところ認めざるを得ないと思つたのです。そうすれば三十七条の違反になると思つた。今お話しのように大部分がそれでは賜暇願いを出して、受理されたかと申しますれば、これは承認されております。承認されて大会に参加した者はわずかに十一人でありまして、休暇願いを提出したが承認のまゝに休んで大会に参加した者は、五千七百七十一名となつておるのであります。こういう点を考えまして、私どもは本件が三十七条の違反であるというふうに考えざるを得ないと思つたのです。

○矢嶋三義君 質問を続けていくに當つてその数字を確かめますが、届けを出して校長からよろしいと承認を受

けたのは十一人ということは、その数字はどこからつかまれましたか。

○政府委員(内藤三郎君) 佐賀県の教育委員会からです。

○矢嶋三義君 この数字自体非常に問題がある。それは佐賀県教育委員会がそう言われたのなら、あなたはその通り答えられるでしょうが、むしろ許可されなかったのがそのくらいかもしれません。ただ平素先生方はお休みになるときは、電話をちょっとかけるとか、あるいは無届けで平素休みというよりな慣習が普通行われておるので、このときだけかりにはつきり判をもらってから休んでいないからといって、直ちにこの三十七条の争議行為というように発展するということは、私は大きな飛躍だと思ふ。また、授業に支障があったとしても、たとえばある教師が病気で休む、そうすると非常に能率が、出ておいでになったときよりも落ちるでしょう。で、この佐賀県の場合に三割の方が学習計画を立てておられたにしても、三割の人が学校におられた場合とおられない場合との学習形態というものは、若干の差がある、しかし、それは一学期なら一学期、一年なら一年、教育計画全般から見た場合、直ちに非常にマイナスであった、こう断定することすら、私はなかなか断定できないと思ふ。しかも、それを一べんにこの三十七条の争議行為、かように認定することに、私は大きな飛躍があると思ふ。今までわが国においても届け出て早引けをするとか、あるいは先生方が有給休暇を取られても、学校運営上支障がなかったという事例も現にあるわけなんです。だからそのときに佐賀だけに直ちに三十七条の争

議行為と認定されて、行政処分をやられた佐賀県の教育委員会の見解というものは、あなた方が指導されたのかしらぬが、非常に私は飛躍していると思ふ。その点私は納得できません。もう少し納得できるように一つ説明して下さい。佐賀県教育委員会も、どういふふうに知らされたか知らぬが、学校運営上の支障事例という中にはこんなことが書いてあるのですよ、流感の予後措置が十分にできなかった。それから課題学習は知能の低い子供には無理であったとか、合同体育の管理が主であったとか、あるいは授業を映写会に切りかえた、プリントによる学習があった。とか、ここのうのを支障のあったというように書くに書かれていたわけですが、そういうことで、直ちにこの三十七条の争議行為というようになすという飛躍的な断定がされるということは、どうしても私はこれは納得できない。

○政府委員(内藤三郎君) 各学校によりまして、そのときどきの事情で先生方が賜暇を取られる、この場合におそらく学校の運営上支障がないという見解で校長も許しておると思うのでございませう。しかし、本件のように前々から計画され、三・三・四の割合で一斉に賜暇を取ると、ここのうふうに指導もされ、また、現実に大体そういう結果になったわけでありませう。そういう形で要求の貫徹をされるということ、私は、私どもとしてはこれは三十七条に違反する行為だろと思ふわけでありませう。ですから、もちろん職員の措置要求というものは、正当な形においてされることなら、これは十分手があると思ふ。そういう法に認められた範囲

内で措置要求を妨げているわけじゃないのでありまして、ここのう学校の授業の正常なる運営を阻害する、三・三・四の割合で学校を休むということ、私は、私どもは正常なる学校の運営を阻害すると、ここのう考えざるを得ないのであります。

○矢嶋三義君 逮捕令状を執行された教組の幹部諸君は、法に保障されている年次休暇を取って、それから措置要求するために休まされていたのだという届けを出して、そうして集会に集りなさいというのを通達をした。しかも、その通達は二月十一日の組合の大会の決議に従って、それをそういう形で通達を出した。執行部は当然執行部として通達を出しただけなんです。それが一体逮捕令状の対象となり得るかどうかというところで、さういふ山口警備部長でさういふことになりまして、今、佐賀県のことを伺っているのですが、佐賀県の場合、まあ三十七条に違反か違反でないかということ、は、ともかく一応横に置いて、佐賀教組の逮捕された幹部というものは、大会の決議によつて先ほど申し上げましたように労働基準法で保障されている休暇の願いを出して、そうして地公法四十六条によつて、関係者に措置要求をするから集まるように通達を出した。しかも、それは全部発表されている、秘密文書なんか何もありません。証拠隠滅をしようなんか言つたって、証拠隠滅するものは何もありませぬ佐賀県教組です。それからその十数名の人が逃亡するおそれも全くない。さういふ人に対して逮捕令状を出すというものは、どういふわけですか。逮捕しなかつたって任意出頭で十分調べられる

じゃないですか。全く弾圧威嚇政治と言わざるを得ないと思ふのです。私が今質問していることは、三十七条に私は違反しない、さういふ見解を持ってはいるわけなんです、それは今ちょっとはずして、何がゆえにこんなものをしなれば、証拠隠滅をはかるおそれもない、公公然と文書でやったことを逮捕するの。その点私はさう山口警備部長から伺いたい。

○委員長(岡三郎君) その前にちょっと一言申し上げますが、現在警察庁長官の石井榮三君、警察庁警備部長の山口君が出席しております。大久保國務相の出席の要請については、現在所要のため外出中で、まだ見えておりません。以上であります。

○政府委員(山口喜雄君) もちろん、任意捜査で十分に捜査の目的を達成し得るものでありますれば、任意捜査の方法によることは当然であります。ただ、今回の場合は、佐賀県教組の執行委員会として休暇闘争についていろいろと相談をされ、あるいは協議をしておられる点もあろうかと思ひます。さういふ点について取調べをいたします際には、場合によりましては、お互いに通報せられまして証拠隠滅というところもあり得るわけでありませう。さういふ見地から、逮捕状を執行いたした次第でございます。

○矢嶋三義君 そのあなたの説明では、逮捕状を執行したという納得できる説明に私はならぬと思ひます。執行委員会の議事録なんというものは全部あります。それから大会の決定に基いて出した通達などという文書も全部あります。佐賀県教職員から、あるいは本部

を捜査したら、直ちに手に入ることじゃないですか、それ以外に何がございませうか。さうして職員が話し合つてそして証拠隠滅するよう余地が何がありますか。どういふ場合があると御判断なさつて逮捕状を執行されたのか、納得のいくように一つ御説明を願いたいと思ひます。

○政府委員(山口喜雄君) ただいま申しましたように、佐賀県の教組の執行委員会として今回の休暇闘争の指令を出しておられるのを、指令を出します場合には、それはいろいろな正式の書類等もありまして、また、書類になつてはおらないいろいろな協議、打ち合わせ等もあろうと、さういふ点で三十七条違反の問題の真相をはつきりいたしますために、任意捜査によつて目的を達成し得るならば、それはもちろん、われわれとしてはできるだけさういふようにいたしたいと思ひます。お互いの間に、場合によりましては通報する、あるいは証拠隠滅が行われるというところも考えられるわけでありませう。さういふわけで逮捕状を執行したのであります。

○高田なほ子君 関連して。これは佐賀県警察本部の独自の方針でもってやられたものですか、それとも警察庁の長官の方で、特別に指示がされて行われたものですか。ここに至るまでの経緯について御説明をいただきたい。

○政府委員(石井榮三君) 御承知の通り、今日警察制度の建前といたしまして、個々の実情の執行部につきましても、佐賀県警察本部が執行の最高の責任者ということになつておるわけでございます。中央の私どもの警察庁の方から、一々個々の事件の取扱ひにつ

いて指揮をいたす建前になっておられないのでございます。従いまして今回の佐賀県の問題につきましても、中央から一々こすべしという指揮をとっておるものではございません。ただ、問題がきわめて重要な問題でございまして、地方公務員法三十七条違反の問題として、佐賀県警察においては、御承知の通り昨日関係者の検査をいたしたようになつてございますが、これはこの地方公務員法三十七条違反の問題として警察が取り上げた初めてのケースでございます。従いまして、そういう初めてのケースを佐賀県警察として着手をいたすにつきますと、法律の解釈等につきまして、いろいろと現地のみの知識経験で、軽々に判断すべきものでないで、中央の私どもの方に法律の解釈等につきまして、事前にいろいろ打ち合せをしてきた。それに対してわれわれはまた法務省あるいは最高検等とも十分お互いに意見を尽しまして、その結果を現地の方に連絡をしております。こういう事前の連絡関係はあったのでございます。事件が昨日あいつふりに関係者の検査ということになりました。事柄が事柄でございますから、現地の方から詳細一々報告するようには私も求めております。ただいまのところ概略は承知いたしておりますが、こまかい点については、まだ承知していない点が多々あるのでござい

まして、こうした事実の処置につきまして、政府からああしろこうしろという指図を受けるという事はないのでございまして、この点は警察独自の判断に基いて行動をいたしておるのでござい

ど申しました通り、地方公務員法第三十七条違反の事件として警察が取り上げた最初のケースでもございまして、特に政府にも本日こういうことがありまして、このことを参考までに連絡をしたという事実がござい

はそういうことをやっていない。それで一部の人は屈を出して校長の許可を得て、そうして集会場に行つて情勢を聞いて県並びに委員会に対して勤務条件について陳情をする、残つた生徒の学習計画は十分プリント等して立ててある。しかし若干の二、三割の先生が学校をはずしたから学校の授業形態が変つたと言つても、だから学校の上に支障があるという解釈をして、三十七条違反と断定することは私はきわめてこれは適當でないと思う。ある場合には先生方は研究会に行つて四人の先生で全校の生徒を遠足に連れて行く場合もあるわけだ。その遠足に行く日のその授業形態と、それから教育効果というものを、全部の先生がおつて教室に別々に入つて授業をするのでは違つたわけだけれども、そういう場合もあつて一年の学習計画というもので子供の一年間の授業というものが行われるわけだ。もちろん佐賀県のような無理な再建計画が起つて、そして先生方が果敢あるいは教育委員会にこれは困る、こうして下さいというふうな陳情というふうなことは起らない事柄の方が望ましい。そういう再建計画のためにはこまかい点が多々あるのでござい

が、本日この委員会におきましてあるいはこまかい点についていろいろお尋ねがある場合には、御満足のいくようなお答えがでない点があるかもしれせん。その点はあしからず御了承願ひたいと思ひます。

○高田なほ子君 そうですね、指導は中央でもつてやられてゐるといふことになりまして、佐賀県の警察の本部からこつくり処分をしたいといふことが申し出られてきたのはいつごろでありますか。それに対していつ、どういふような回答が何月何日ごろされたのか、御答弁願ひたい。

○高田なほ子君 本問題にははずれま

すけれども、あなたがそうおっしゃられれば言わざるを得ないのであります。汚職の摘発を警察庁がやつていて、政府がうしろの方でこつちやこつちやと動けば、菌をきりやうかんでもやめてしまふじやありませんか。こういうよう

○政府委員(山口喜雄君) これは法律上の解釈その他いろいろな問題について、電話等でももちろん連絡は受けておりました。それから本部も一度上京して参つたと記憶いたしております。時期をちよつとはつきり記憶いたしていませんが、一度上京して来たと思ひます。

○高田なほ子君 その時期は今御答弁になれないのですか。概略でも……

○政府委員(山口喜雄君) 正確な記憶を呼び起しまして、後ほどお答えいたします。

○高田なほ子君 官房長にはどういふ御相談をなさいましたか。官房長にも何か御相談をなすつてゐるのではないですか。

○委員(岡三郎君) 官房長官ですか。

○高田なほ子君 ええ官房長官。○政府委員(石井榮三君) 官房長官には何も相談はいたしてありません。御承知の通り警察は政治から中立を保たなければならぬのであります。一党一派に偏することなく、中正な態度で事に当らなければならぬというのが、警

察の建前であるのでございます。従いまして、こうした事実の処置につきまして、政府からああしろこうしろといふ指図を受けるという事はないのでございまして、この点は警察独自の判断に基いて行動をいたしておるのでござい

○高田なほ子君 本問題にははずれま

すけれども、あなたがそうおっしゃられれば言わざるを得ないのであります。汚職の摘発を警察庁がやつていて、政府がうしろの方でこつちやこつちやと動けば、菌をきりやうかんでもやめてしまふじやありませんか。こういうよう

○高田なほ子君 本問題にははずれま

すけれども、あなたがそうおっしゃられれば言わざるを得ないのであります。汚職の摘発を警察庁がやつていて、政府がうしろの方でこつちやこつちやと動けば、菌をきりやうかんでもやめてしまふじやありませんか。こういうよう

○高田なほ子君 本問題にははずれま

すけれども、あなたがそうおっしゃられれば言わざるを得ないのであります。汚職の摘発を警察庁がやつていて、政府がうしろの方でこつちやこつちやと動けば、菌をきりやうかんでもやめてしまふじやありませんか。こういうよう

○高田なほ子君 本問題にははずれま

すけれども、あなたがそうおっしゃられれば言わざるを得ないのであります。汚職の摘発を警察庁がやつていて、政府がうしろの方でこつちやこつちやと動けば、菌をきりやうかんでもやめてしまふじやありませんか。こういうよう

○高田なほ子君 本問題にははずれま

すけれども、あなたがそうおっしゃられれば言わざるを得ないのであります。汚職の摘発を警察庁がやつていて、政府がうしろの方でこつちやこつちやと動けば、菌をきりやうかんでもやめてしまふじやありませんか。こういうよう

○高田なほ子君 本問題にははずれま

すけれども、あなたがそうおっしゃられれば言わざるを得ないのであります。汚職の摘発を警察庁がやつていて、政府がうしろの方でこつちやこつちやと動けば、菌をきりやうかんでもやめてしまふじやありませんか。こういうよう

○高田なほ子君 本問題にははずれま

決定したものをただ通達を出すだけで  
す。そんな通達は全部ありますよ。佐  
賀県の教職員の自宅捜索をすれば全部  
出てきますよ。逃亡するおそれもな  
い。そういうのにぎょうぎょうしく速  
捕令状を出してそして県下四十何カ所  
家宅捜索をするのだ。汚職事件が何か  
ならそんなに捜査してもいいですよ。  
何がゆえに佐賀県の教職員の組合員  
の行動をかくのごとき飛躍をした考え  
をもつて弾圧する方針で臨むのです  
か。こういう事態を合法だと言っ  
て見送っている私は文部大臣の気持も  
ちよつとわからないのです。いかに文  
部大臣は収拾されようとしているのか。  
これはあとで聞きたいのだが、長官が  
三十七条の違反だと断定した納得ので  
きるような説明をしてもらいたい。

○政府委員(石井榮三君) 勤務条件に  
ついての措置要求の権利のあること  
も、また労働基準法に三十九条です  
かに基いて有給休暇を請求する権利の  
あることもこれももつとも当然のこと  
であります。ただ有給休暇につきまし  
ては同じく第三十九条の第三項でし  
たか、ただし書きがついておるのでござ  
いまして、「請求された時季に有給休  
暇を与えることが事業の正常な運営を  
妨げる場合においては、他の時季にこ  
れを与えることができる。」という規定  
があるのでございまして。従いまして学  
校の場合について言いますならば権限  
を持っておられる教育委員会なり、委  
任を受けている校長さんなりが学校の  
授業の正常な運営を妨げるおそれがあ  
る場合には有給休暇を申請されてもこ  
れを許可しないということが出来るの  
であります。今回の佐賀県の場合には  
御承知の通り二月十四日ないし十六日

の三日間にわたりまして三割、三割、  
四割の休暇を申請して一斉に大会に参  
加しようというところになったわけでござ  
います。その場合に各学校の校  
長さんは申請された休暇に対して許可  
をされなかったというふうに私どもは  
承知をいたしておるのでございまして。  
そういったしますと、当然の権利として  
与えられた休暇でなくして職場を休む  
ということになるわけでありまして。し  
かもそれが相当三割ないし四割という  
大層であるということからして学校の  
正常な教育運営に支障を来たすとい  
う結果になったものと思ふのでありま  
す。こうしたことは三十七条の規定こ  
れから考えまして許されないことであ  
ろうと思ふのでありまして、特にそう  
した争議的な行為を企て、またはその  
遂行を共謀し、そのおかし、もしくは  
あつた者につきましては、地公法の  
第六十一条の罰則の規定がございま  
すので、これを適用いたしまして、今回  
の佐賀県の関係者の逮捕に相なったわ  
けでございまして。

○湯山勇君 先ほどの高田委員の質問  
に関連して伺いたいと思ふのですが、  
この問題は地公法三十七条違反の最初  
の事件である、ずいぶん慎重にやつた  
と、こういうことですから、そういう重  
要な事件であれば当然担当大臣に対し  
ても事前にお話があつたと思ひます。  
そういう措置がとられたかどうか。  
○政府委員(石井榮三君) 国家公安委  
員長たる大久保大臣にも事前に私から  
申し上げてあります。  
○湯山勇君 それはいつでしようか。  
○政府委員(石井榮三君) 私どもの方  
は毎週木曜日の定例に国家公安委員会  
を開いております。先週の国家公安委

員会の際に申し上げたと記憶いたして  
おります。  
○湯山勇君 それに対して大久保国務  
大臣はどういう見解でしたか。  
○政府委員(石井榮三君) 国家公安委  
員会の各委員さん並びに国家公安委員  
長たる大久保大臣も了承されました。  
○湯山勇君 そうすると先週の木曜日  
にそういうことが大体内定したので、  
つまり大臣の了解を得た。それで大久  
保国務大臣から文部大臣に対しては事  
前には何の協議あるいは通知もござい  
ませんでしたか。  
○国務大臣(尾崎弘吉君) 何もござい  
ません。  
○湯山勇君 その問題また後にしまし  
て、それから逮捕の場所ですが、逮捕  
したのはこの自宅での者もあるだろう  
し、それから組合本部のものもあると思  
います。学校で逮捕したのはございま  
せんか。  
○政府委員(山口喜雄君) 学校で逮捕  
したのはございせん。大部分自宅で  
ございまして。ただ一人所在がわからな  
くて探しておりましたが、佐賀市内で  
発見をいたしました。逮捕令状が出て  
おることを告げまして逮捕いたしました方  
が一人あります。  
○湯山勇君 それから学校の職員室の  
ようなところを捜索した例はございま  
せんか。  
○政府委員(山口喜雄君) 支部で学校  
の中に組合事務所のあるところがたし  
か二カ所あつたと思ひます。それから  
分会の十二カ所は全部学校の中に組合  
事務所があつたのであります。従つて  
その組合事務所になつておる部分につ  
きましては、学校の中でも捜索をいた  
しました。

○湯山勇君 その場合に所管の教育委  
員会なりの了解は得てやられたので  
しょうか。そういう手続なくしておやり  
になりましたか。  
○政府委員(山口喜雄君) 所管の地方  
教育委員会の方には御了解を得ずに行  
なつたものと思ひます。  
○湯山勇君 その点は明確ではござい  
ませんか。  
○政府委員(山口喜雄君) はつきり連  
絡なしにしたという報告は受けており  
ません。また、しかしながら私はおそ  
らく各地方委員会に対して事前に連絡  
なしに捜索をいたしました。普通の捜索の  
場合と同様に立会人を求めまして、そ  
うして捜索いたしましたのであります。  
○湯山勇君 立会人というのはどうい  
う人ですか。  
○政府委員(山口喜雄君) 当直の先生  
がおられれば当直の先生が立会人にな  
られたと思ひます。  
○湯山勇君 次に尋ねたいしたいのは  
は、正常な業務というところについてで  
すけれども、これは内藤局長からお尋ね  
した方がよいと思ひますから、正常な  
業務というところは法によって措置され  
ておるわけですから、正常な業務とい  
うのにも明確な法的な根拠がなければ  
ならないと思ひます。で、何法のどう  
いう条文によつて正常な業務というも  
のが規定されておるか、局長から伺  
たいと思ひます。  
○政府委員(内藤三郎君) 学校教育  
法及び施行規則、それに関連した通達  
等でございます。  
○湯山勇君 それを何条何項というよ  
うに一つお示し願ひたいと思ひので  
す。

○政府委員(内藤三郎君) 学校教育  
法によりましてどういふ教科を何時間  
教えるということは、これは明確に規  
定されております。そこで年間計画を  
立てて、一週間の授業時数というもの  
がきまつてくるわけでございまして。こ  
の授業時数に従つて、学校では授業の  
運営をはかつていくわけであります。  
それが正常なる学校教育の姿でござい  
ます。  
○湯山勇君 運営の面は、これは一応  
はずしてもらつておると思ひます。こ  
れは、従つて学校教育法何条によつ  
てどれだけの教科を何時間何年にやれ  
ばいいと、それ以外には法的には正常  
の業務の定義はございせんか。  
○政府委員(内藤三郎君) これは非  
常にまあ多岐な法律にわたつておりま  
すので、まず目的の項です。これは学  
校教育法施行規則の二十四条から教科  
の点、こういうものが一応全部あつ  
てくるわけでございまして、それに文  
部省の指導要領基準がございまして。指  
導要領の基準に従う、こういうことで  
ございまして、そのこまかく各条  
文については改めて出したいと思つて  
おります。  
○湯山勇君 指導要領というものは、そ  
ういった根拠にはなり得ないと思ひま  
す。基準ですから。やっぱり大体それ  
に準じていけばいい。従つて正常な業  
務というののに対する法的な根拠はな  
いわけですか、今言われた範囲以外に  
は。そうすると結局正常な業務であつ  
たかどうかという判定は、学校教育法  
施行規則の四十六条、四十七条によつ  
て学校長の判定にかかると思ひます。  
他の第三者が、たとえば警察庁長官と

か、その他の人がこれを判断する性格のものじゃないと私は思うのですが、局長の御所見伺いたいと思います。

○政府委員(内藤馨三郎君) 学校教育

の計画がございまして、学校教育を所管するのは教育委員会でございます。従つて教育委員会の了承した計画であれば差しつかえないのでございますが、教育委員会の了承しない計画については、これは正常な業務とは言えないと思います。

○湯山勇君 教育委員会の、了承するとかしないとかいうようなことは、これは法的な根拠はないと思うのです。学校教育法施行規則によって授業終始の時刻は校長がこれを定める、はっきりしております。それから「非常震災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。」

ということも、ただしその場合には教育委員会に届け出ができる、こうなっておるので、そういう一日の授業をどるするとかということについては、ほとんど多くの場合は、中には承認を得るというのもありますけれども、大部分がこりいう届け出で、校長の権限でやっておるはずです。従つて学校長が業務を阻害されたという認定がない限り、私は今のような法的根拠だけに立てば、一年間にやるべきことはちゃんとやったという以上は、正常な業務が阻害されたということにはならないと思ふのですが、これは局長から一つ伺いたいと思ふのです。

○政府委員(内藤譽三郎君) ただいまのように事実校長の権限に属するものもありますし、また教育委員会の権限に属するものもある。場合によつて教育委員会の権限を校長に委譲する場合

も個々のケースによつてはござい  
ます。そこで教育委員会としては、それ  
ぞれの所管の学校については一般的に  
指揮監督権を持つております。そこで  
今回の事件は、教育委員会としてはこ  
ういう三、三、四の休戦闘争はしては  
ならぬということで、また校長にもそ  
ういう指示をしておりますので、校長  
も許可していいい。ですから、もしこ  
れは教育委員会として、その三、三、四  
の割合で休戦闘争が実施されたならば  
正常な学校教育の運営を阻害すると、  
こゝういふふうに判断したと私は思う  
であります。

○湯山勇君 私はそういう運用上の問題ではなくて法律の根拠だけをお伺いしておるのですから、そういう点だけにしほってお答え願いたいと思うのです。

○政府委員（内藤善三郎君）　ですから学校教育法の面における学校教育のあり方の関係条文というものはございします。それから学校管理するところの委員会の地方教育行政の組織及び運営に関する法律、その他関係法律というものがあつたわけでございまして、それにただいまのように地方公務員法、それからあるいはその関連の法律がございしますので、そういうものが一応全部か

ぶつてくるわけでございますから、それに基いて処置されたと思うのであります。

○湯山勇君 それじゃ次の機会までにその関係条文全部資料としてお出し願

それから正常な業務を阻害しないような配慮はなされていなかったか。この点は特に文部省としては非常に重要な点だと思います。いろいろな授業に支

障のないように手配をやっていたか  
やっていたか、文部省はどう  
いうふうに御判断になりますか。

○政府委員(内藤警三郎君) ある程度

の配慮はされたと思ふのでございますけれども、現実には十数校は臨時休校を要いたしましたしておりますし、また自習その他によつて教育上十分な配慮がされなかつた。従つてPTA等においても非常な強い不満が現われたことも事実でございまして。

○矢嶋三義君　その十数校休校のやむなきに至ったというのはこれは把握が間違っているのですよ。佐賀県教職員組合が三、三、四の休みをとって集会を持つに当っては、残った七割、六割の先生は平素以上に势力的にあの教育をやる態勢にあったわけです。ところが、PTAの方で臨時休校をやつ

ちやつたわけですね。そこで先生方としては子供を学校へよこして下さい、十分学習計画はありますからと呼びかけたくらいで、学校に残っている先生が教育計画の遂行ができないから臨時休校したのではないのだから、そこを取り間違えたら大へんだ。何ら学校には支障のないようにできておつたですよ。

○政府委員（内藤馨三郎君） 私は現実

に十数校が授業を、休校せざるを得なかつたという事実を申し上げたのです。その他自習等があつて、あるいは先ほどお話のように映画会とか、従来の普通の意味の正常なる学校教育は行

われなかったと、こういう意味であります。

○湯山勇君　石井長官にお尋ねいたしますが、あなたは今有給休暇の問題についてお述べになりましたが、これは

業務に支障のあるときには与えないことができるのであって、与えるのが本来です。従つて当然御検討になったと思いますけれども、学校長が明瞭に与

えないといふことを言ったかどうか。  
与えないと言ったのが何件ぐらいござ  
いますか。

○政府委員(石井榮三君) 詳細正確に  
数字を把握いたしておりますので、  
御満足のいくお答えができないのはは  
なはだ遺憾でございます。私今日まで

の報告に接しておるところでは、各校長さんが申し合せをされて休暇申請に對して承認を与えられなかったと、こゝういふふうに聞いております。

○湯山勇君　これは承認事項ではなくて業務に支障のあるときには校長からお前の有給休暇は与えない、そのかわりこゝうだという意思表示がなければ

ば与えないということにはならないと思います。法の建前からいって。そこ  
で問題は、ただその校長の意思表示が  
なかったから与えないのだということ  
ではこの法律の本旨に合わないわけ  
です。そこではつきり校長が、君には  
与えない、そのかわり、これはかわり  
を与えなくちゃならぬことになってお  
りますから、そのかわりこの時期にこ  
ういふ点がなければ違反だという判

にはならないわけですから、そういう点についてはどういふふうになつておるかをお聞きしているのです。

○政府委員(山口喜雄君) 十四日に実施するに至りますまでの経過を御説明

申し上げます。佐賀県の教員組合で休暇闘争を指令されましたので、県の教育委員会は二月十一日に緊急委員会を開いて対策を協議されました、今回の一斉休暇は学校教育の正常な運営を阻

害するおそれがあるという観点に立つてこれを中止させることとしたして、同日開催されました地方教育委員の理事会及び中小学校長会理事会あて中止

をさせてもらいたいという勧告を出しておられます。地方教育委員連合会、中小校長会は県教育委員会の勧告に基いてそれぞれ二月十一日及び十二日に教員組合に対し休暇闘争をやめるように申し入れをされておるのであります。佐賀県教組はこれを拒否されました。

て、十三日鹿島小学校分會を除きまして、県下の教職員約三割に近い千八百名の方が校長あてに年次有給休暇の申請書を提出されたのであります。これらの休暇申請に対して各校長が地方教育委員会の指示及び校長会の申し合せにより休暇を許可するわけにいかないというこををはつきり申されました。

のであります。さらに一部の地方教育委員会では、十三日午後の地方教育委員連合会の緊急総会の申し合せに基き、校長を通じて職務命令を発せられておるのであります。県の教育委員会は十三日夜徹宵して佐賀県教組と交渉をして休戦闘争の中止を勧告されたのであります。が、教組におかれましてはついにこれをお聞き入れにならずに休戦闘争に入られた、こういうような状況であ

ります。私どもが連絡を受けておりますところによりますと、年次有給休暇申請書を出して承認を受けられまして休まれた方は十一名であります。ほかの大部分の方々はそういう承認を受け

られずに休まれておられる、こういうふうに関連を受けております。

○湯山勇君 承認を受ける受けないじゃなくて、はつきり校長から休んじやいけないと言われたのに休んだも

の何名あるか。これは先ほど言われたように、十一名以外はみなそうだと計だと思ふのですが、いかがですか。

○政府委員(山口喜雄君) ただいま申し上げましたように、地方教育委員会及び校長会等の申し合せによりまして、それぞれ地方教育委員会あるいは校長さんから、今回の有給休暇をとることは認めるわけにはいかないというところを、はっきり意思表示をされておられるのであります。先ほど言いましたように、承認を得て、許しを得られまして大会に参加されたものは十一名であります。そういう承認を得られないうちに休んで大会に参加された方が五千七百七十名くらいあったという連絡を受けております。

○湯山勇君 どうも私の質問の焦点と微妙な点において違つておりますので、重ねてお尋ねいたします。学校長の申し合せとか、地教委の申し合せ、その他で、そういう態度をきめたというところ、それから一人々々の教員が出した有給休暇に対して意思表示を、それは許可しないのだ、休暇は許可しないという意思表示をしたということとは若干違ふのです。そこで、あなた方の論法をもつてすれば、十一名は承認を得て参加したというところは、もう了解できないことだと思ふ、あなた方の論法をそのまま認めるのであれば、こういふふうにはっきり承認を得て出たものがある。それから校長がとめたにかかわらず出たものがあるかもしれせん。しかし、その中間段階がきつとあるはずで、その中間段階を、校長会の申し合せがあったとか、地教委の申し合せがあったとか、そういうことによつて、すべてが校長がとめたにもかかわらず出たのだというふうな断定は早計だと思ふのですが、いかがですか。

○政府委員(山口喜雄君) その地教委連合会の申し合せ、中小校長会の申し合せ等に基づきまして、それぞれ教育委員会及び校長さんから、今回の有給休暇を認めるわけにはいかないということをお申されておられるのであります。それにもかかわらず、許しを得られずに休まれた方がそれだけあった、こういうのであります。

○湯山勇君 どうもおかしいのは、あなた方の論法からいへば、教育委員会の申し合せ、校長会の申し合せがあったのだから、一人も許可にならないはずで、ところが、現実には十一名という許可を受けたものがある。これが法律で許可を得たとか、病気で許可を得たとかいふ特別な理由があればこれはまた別で、それ以外、そうだとすると、当然個人々々が出した休暇申請に対して、許可とするものも、許可しないものも、許可とするものもあるのじゃないか。そういう調査はできておりますか。

○政府委員(山口喜雄君) たゞたび繰り返して申し上げておりますが、教育委員会も校長さんも、今回の休暇闘争、有給休暇を認めるわけにはいかないというところを申しておられるのであります。それにもかかわらず、その許しを得られずに休まれて大会に出られた方がそれだけあった。私の御説明で御了承を得られることと思ひます。

○政府委員(山口喜雄君) それは一人一人呼ばれて、あなたはよろしい、あなたはいいけないというように言われたかどうか、これはまだ報告を受けておりませんから存じませんが、少くも校長さんから何かのお集まりの際に、今回のことについては認めるわけにはいかないから休まないでほしいと、こういうことを言われれば、校長さんとしての意思を明らかに明示されておる、かように思ひます。

○湯山勇君 そうすると、すべての校長が学校のすべての教員によくわかるように、今回のことは許すわけにはいかないというところを言つたというところは事実ですか、各学校において。

○政府委員(山口喜雄君) 私どもに参つております報告によりますと、県の教育委員会及び校長さん方は、何回もこの問題について、今回はそういうことをしてはいけないというところで、組合の方に説得をしておられるようにお伺いしております。そして一部では業務命令が、職務命令が出ておるところもあるのではありません。なお地方の各教育委員会あるいは校長さん方が先生方に対して、今回はそういうことをしないようにというところを、これは明らかに申しておられる。それが何校あるかというところは、私はちよつと手元に具体的な資料を持つておりませんが、その点はこれはもう間違いないものと私は連絡を受けております。

○湯山勇君 ただいまの点がいわば推測になつておるというところは、私はきつめて重大な問題だと思ひます。と申しますのは、あなた方が言われたのは、許可を得て出たものが十一名ある、こういうことをあなたの方から言われたわけでありまして、そうしておいて今この段階になつて、直接その全部に言つたかどうかかわからない、こういうことでは、まことにこれは不意にやないか。慎重に慎重にやつたと言われるけれども、その慎重の中に大きな抜け穴がある、こう私は判断いたしますが、この点いかがでしょうか。今言われたように、すべての校長さんが部下に言つたか言わなかつたかの問題を、あなた方が言われるように、言つたというところが正しければ、十一名許可されるというところはないはずで、おわかりですね。ところが十一名許可されておるといふことは、そういうふうな、かりにあなた方は、校長さんが全部の教員に言つたと言つても、言わなかつたと言つても、許可しておる人があるのですから、そうすると今度は、すべての教員に今度のは許さないということが徹底しておつたかどうかということについては、あなたは、言われたものと思つて、あなたは、その判断は決して正しくないのです。現に十一名というものは、そのワケ外であります。例外であります。こういうことになるのじゃないかというところをお尋ねしておるわけでありまして。

○政府委員(山口喜雄君) 五千何百人の方の中で承認を受けられて休まれた方が十一名というところは、逆にいいますと、それは十分に徹底しておつたというところになるのじゃないか、かように思ひます。

○湯山勇君 今の答弁はけしからぬ答弁だと思ふのです。二つに分けられる問題じゃないのです。この問題は、承認を得たものは、これはいいとして、承認を得ないし、とめられもしないというものもあるはずで、あなたの分類からいへば、受けたものと、受けなかつたものと、こういう分類でなければならぬ、そうじゃなく、この有給休暇の法の建前からいへば、許可しないことができるものであつて、本来すべきものである。許可しない場合には、お前の許可できないから他の日をかわりに与えろということを言わなくちゃならぬ。そういう操作がなされないわけですから、校長が許可するものと許可しないとも言わなければならぬ。そのことはあなたの方の示した資料及び先ほどの答弁からわかることで、これによつて徹底しておつたというふうなことは、これは答弁にならない。

○政府委員(山口喜雄君) 休まれた方の状況等は、これは、県の教育委員会あたりから文部省に何か御連絡があると思ひますから、文部省の方から一つお答え……

○湯山勇君 冗談じゃない。そんなこと聞いているのじゃないのです。文部省へは、大臣にも何にも了解を得なくて、あなたの方で勝手にやったことなんですよ。一つ、もう少し正確にお答え願ひたい。

○政府委員(山口喜雄君) 私の方で連絡を受けておりますのは、年次有給休暇請求書を出して、承認を受けて休まれた方は十一名、承認をされずに休まれた方は五千七百七十一名、こういうふうな連絡を受けております。この数字に間違いはないと私は思つております。

たにはこの法律の趣旨がよくわかっておりません。で、すべての教員——出すのは一人々々です。そしてその中の、しかも全部が一緒に出すというのとはまたケースが違ふのです。だから、初め三割なら三割の人が——十人おるところであれば、三人の人が出すのですから、それについては一々校長が判断を手をなくする必要ありません。それが個々に校長の意思が伝えられるか、あるいはまとめて伝えられるかは別です。しかし、校長が集まって会議をして決定したとか、あるいは地教委が集まって会議をしたとかいうことは、そのことは関係ありません。間接的な関係はあるにしても、許可するしないのその問題とは直接関係はありません。ところが、あなたの言うのは、そういう会合で決定しておるから間違いないものだというのは、何も事実じゃなくて、これは推測です。そして、各教員に対して許可しないという校長の意思がそれぞれ伝えられたと、こう判断するところには大きな誤まりがある、こういうことを言っておるのです、そのことを確かめないで、ただこのことだけからあとの五千七百七十一名は、これは命令に反して行つたんだ、こういう判定は、これはきわめて危険な判断だ、こういうことを申しておるのです。おわかりになりましたでしょうか。

○政府委員(山口喜雄君) 私も先ほどから申しておりますように、そういう校長会とか地方教育委員会の連合会等で何回も協議されて、今回は認められないということ、その話し合いをお持ち帰りになって、校長さんが各学校で、個人々々、一人々々お呼び出しになつたかどうか私は存じませんが、全体の先生方には、今回はそういうことをしてもらわないようにということをして、これははっきり申しておられるものと思います。むしろ校長先生といいたしましては、そういう申し合せ等があり、また校長先生の立場としては、県の教育委員会からも指示等も参つておることだと思ひますので、あるいは地方教育委員会から指示が参つておることだと思ひますので、そういうことを歸つてお伝えにならないというように考えることが、もう私もとしてはおかしいんじゃないか、こういうふうに思つております。

○湯山勇君 そこでその問題ができるのです。あなたは、それを事実について確かめないで、そういうものと思つて今はつきりおつちやつたわけですが、ところが、もしあなたの言われるように、すべての校長さんがその申し合せ通りやつたとすれば、あなたのその推測が正しいとすれば、十一名許可されるという事態はおかしいのです。すると、あなたのこの判断したことが間違ひだ、その通りにはなつてないという証拠が、かりに十一名にしてもあるわけですが、こういうことですから、あなたの、すべての校長さんが一人々々やつたかどうかはわからないけれども、全部に必ずやつたものと思つて、こういう判断は誤まりではないか、必ずしも正しくないのじゃないかというところをお尋ねしておるのです。

○委員(岡三郎君) ちょっと申し上げますが、十一名が許可を得てやつた、あとは、だからその反対でみんな無許可で全部行つたのだと、こういうふうに言ひながら、それは断定する資料がどこにあるのかと、こう聞いておるのです。問題の焦点は、その資料はないが、こういう経過でそう思うと、こう言われておるわけだ。だから、そういうふうな結論めいたことを言わないうで、十一名は許可をとつて行つたが、あとはやはり大体こういうふうな経過措置だから、許可が得られないで行つたと思つて、こう言われれば、それで問答は終つておるのですから、こういう経過をとつておるからこれだと断定して答えるところに問題のあれがあるのじゃないですか。

○政府委員(内藤三郎君) わかりましたから、私から……

○湯山勇君 文部大臣や局長に事前に相談があつたなら文部省から伺ひますが、事前に相談がないなら文部省の話は聞かない方がいい。

○委員(岡三郎君) だから、つまり今の山口警備部長の答弁は、十一名以外はみんなそれは校長からいづれにしても、とにかく言われて、許可を与えられないで行つたとはつきり言つておるわけだ。だから、その間においてまじりけのない、あいまいさは少しも回答の中にはないわけだ。

○矢嶋三義君 私はその問題で重大な発言がある。それは内藤局長はどこからそういう数字を聞いて来たか、さつき十一人、五千七百七十一人という数字を言つたときに、私はその数字には疑問の点があると言つておいたわけですが、ところが山口警備部長も同じ十一名、五千七百七十一人という数字を出されたわけだ。警察庁としてはこの数字を根拠に違法だといふので、確定解釈を下したと、こう言われるわけですが、ところが数字は間違つておるのですよ。私のこの前佐賀県の教育委員会からもらった数字とこれとはつきり違つておるのです。だからこんな数字はでたらめな数字だといふことはつきりしておる。県の教育委員会が責任をもつてわれわれ社会党調査団に渡した数字と違ふのだ。そういう数字を基礎に断定を下すというのは、非常に危険だ。しかも逮捕まで発展しておるのだからね。決して慎重とは言えない。

○松永忠二君 今のそういう数字を、一体、警察庁の方ではどこから手に入れておられるのか。事前に文部省とも連絡がないというお話であるので、どこから一体どういう調査をとられておるのか。

○政府委員(山口喜雄君) これは、佐賀県の警察本部が佐賀県の教育委員会から、向うに照会をして得た資料でございます。

○国務大臣(瀧尾弘吉君) 先ほどの私の発言が、多少誤解されておるのじゃないかと思ひますが、大久保委員長から、今度の検査という事柄についての連絡を受けてはおらないといふことを私は申し上げただけのことでありましてから。

○松永忠二君 そうすると、今の湯山委員の質問でもわかるように、一人一人の人が校長に対して賜暇休暇の申請をして、それについてその職員が校長から、困る、いついつならいいから休んでくれといふふうなことを言われたのに、なおかつ、五千七百七十一名がそういうことまであえて拒否して出たといふのですか、その点はどうなんですか。

○政府委員(山口喜雄君) 恐縮ですが、もう一度……

○松永忠二君 今湯山委員からお話が あつたように、有給休暇の場合には、この日に休みたいといふことを校長に申し出る。校長は、この日では困る、だからいつならばいいから、この日に休んでほしいといふことをするだけの、つまり基準法による義務があるのです。そういうことを校長がやつたのかかわらず五千七百七十一名はそれをも拒否して出たといふのか、そういうことについてはわからないと言ひますが、どうなんですか。

○政府委員(山口喜雄君) その点につきましては私まだ連絡を受けておりませんが、おそらく今回そういう有給休暇を一齐にとることはやめてもらいたいといふことを校長さんが言つた、従つてほかの日にどうするといふことになれば校長さんは考えるといふようにおつちやつたかもしれません。私は具体的にそういうことは報告を受けておりません。

○松永忠二君 そういう点が最も大事なところであつて、そのところが、つまりそういうことまで拒否して出たのか、あるいはそういうふうなことをして承認を求めて、十一人だけが承認を求めて出たのか、そういう経過をとつていかどうかかわからないけれども、とにかく申し合せたのだから一人一人の教職員にはその趣旨がわかつたであろうから、そこでそれをつまみ伝えられたと思はれるのかかわらず唐津に集まつたといふ者があるので、五千七百七十一名はそれに該当するといふふうに判断されて現状ではいると思はれるのですが、それでいいですか。

○政府委員(山口喜雄君) 私が申し上げております資料のものは、先ほど言

○政府委員(山口喜雄君) 県の教育委員会が請求書を提出したが、承認をされずに休んだ者これこれという資料をお出しになるならば、私の方といたし

は文部省といたしましては教育委員会等を通じてその情報入手する、あるいは状況を知るといふことに努めております。警察の方におかれましてはそれぞれ地方の問題といたしまして、地方の情報というものがあるわけでございます。そういうことで事態に対する情報の交換ということ、これはお互いの間にございます。しかしこれをどうするか、こうするとかいう問題は、先ほど長官のお話にもございました通りに、これは地方の問題で、われわれは相談いたしまして、こうしたらいい、あめしつらいいという指図をしたことはございません。

ないし十六日の事件について昨日になつて初めて警察が検挙に着手した、相当その間に時間がたつておるではないかと、まさにその通りでございますが、これは事柄がきわめて大事な事柄であり、先ほども申し上げました通り、地方公務員法三十七条適用違反としての事件として警察が取り上げる最初のケースでありますので、慎重検討を要する、佐賀県警察としては実態を十分把握し、それを法律に照らして、果して違反であるかどうかという、最後の結論に到達するまでにはかなり時間がかかった。こういうことに相なるのであります、行政処分と司法処分と

す。あなたは行政と檢察と司法と、別個で云々といわれますけれども、国家公務員、地方公務員に対して、事件があつた場合は、大がい警察と檢察と、それから公務員を所管している行政部とは、十分話し合ひをして、そして問題を処理されるのが通例です。あなたの先ほどの答弁は訂正する必要があるのじゃないですか。

○政府委員(石井榮三君) 従来もいろいろ学校の先生方の組合の運動として、いろいろな態様がございましたが、今回のように、休暇を申請されて、許可がないにかかわらず、しかも大量の人が連日にわたって休んで大会

理解いたしかねる点が多々あります。さらに二月十四日から二カ月以上慎重に慎重を期したといわれますが、それほど慎重に慎重を期して調べて、しかも佐賀県教組は秘密文書なんていうのは何にも流していない。休暇をとるなら何日にとるなんていうことを、だし抜けにやったのではない。何にも秘密通達なんか出しておりません。にもかかわらず逮捕令状を出して県下四十数カ所の家宅搜索という、それほどぎょうさんにやらなければ……私は違法でないと思うが、かりにあなた方が違法と見解をとっても、二カ月以上費してなおかつあなた方が違法と断定するような資料をつかみ得ない。どうしても、私は、四十数カ所を家宅搜索

して、十数人に逮捕令状を出したといふのは、全く芝居がかつて納得できない。繰り返せば、しかも、証拠隠滅のおそれ、逃亡のおそれもないものを、その判断はどういう角度からなされておるのですか。どうしてもこの点納得できない。私は即時釈放してしかるべきだと思ふ。それで取調べができないような警察官だったらやめなさい。答弁願います。

○政府委員(石井榮三君) 捜査の建前といたしましては、できるだけ任意捜査で目的が達せられるものならばそういたすことがこれは上策であると思ひます。人権の尊重という見地から考えましたら、当然そうあるべきであると思ふ。しかしそれでは捜査の目的が達せられないときには、やむを得ず強制その他の措置をとらざるを得ないのであります。昨日朝も、従ひまして、佐賀県におきましては、まず関係者に一応任意出頭を求めたのであります。それにすなおにに応じて下さった先生方もおありだと聞いております。そうでない方もあるようであります。任意出頭を拒否された方に対しては、当初より逮捕令状を執行いたしましたようであります。任意出頭で応ぜられた方につきましては、その後いろいろ事情をお聞きしまして、きのう一日のうちに目的を達するならば、それでお帰りを願へたのではないかと思ふのであります。が、そうでなかった者にはやむを得ず逮捕令状を執行して、引き続き捜査をなさなければならぬということに相なつたものと考へておるのであります。しからばその理由はどこにあるかというになりますと、証拠隠滅のおそれ、あるいは逃亡のおそれがなければ

ば強制留置する必要があるんじゃないか、これは全くその通りであります。おそらく昨日各関係箇所を捜査いたしましたして、いろいろの資料も現地の警察としては収集したことと思ひます。しかしそれを一日のうちに全部終つたといふこともおそらく事実的に困難であつたことと思ひます。捜査した資料を検討し、それと関係者の供述されたことと突き合せて、それが合致することによつて、初めて捜査の目的は達成されたのであります。そうしたことはきのうの一日では十分事が運ばなかつたのではないか、従つても十分な供述を得られなくて、そのままお歸りになつては、また関係者の間で通報せられて、いわゆる証拠を隠滅されるおそれがある、こういうことから逮捕令状を執行しなければならなかつたのではないかと考へるのであります。そういう点は昨日のことでありまして、一々事柄について私どもに詳細な報告が参つておりません。従つて捜査の状況が昨日一日どういふふうに進展をいたしましたかということにつきまして、私まだ報告に接しておらないのであります。そういうことではないかと先ほど申し上げましたように想像いたしておるのであります。要するに今後の問題といたしまして、われわれとしてはできるだけ早くその目的を早く達成しまして、関係者の方々に早くお帰りを願ふということが必要であります。さうに努力いたしたいと、かように考へておるのであります。

○矢嶋三義君 私には文部大臣にお伺ひいたします。この佐賀に起つた問題は、国家組織を破壊するとか、あるいは

は治安に重大なる不安を生ずる、あるいは人命に影響するとかいふような、かような性質の問題でなくて、先ほどあなたがみずから認めたように、非常に過酷なる再建計画のために、佐賀県の教育は守れないと、何とかして佐賀県の教育水準を守りたいといふ、この教育愛の熱情といふものから佐賀県の先生方が十分注意を払つて、そして当局に交渉するために集會を持たれたのが二月の事件です。もちろんかような集會を持たれるような事態が起らなくて済めばそれにこしたことはございせん。起つたことはまあ遺憾なことではすけれども、しかしそれは再建計画が非常に過酷であり、教育を守るために万やむを得ず、先生方が十分注意をされ、合法と信ずる範囲内において行動された、それをこの三十七条違反と、これは私はその認定といふものはおそらく最高裁までいかなくちやきまらないうでしやうし、私はかような認定を断定するといふことは賛成できません。佐賀の場合にですね。どうしたつて賛成できない。それを三十七条違反として行政処分をやつて、さらに検察権の発動までやつたと、どう考へても私はこれは理解できない。しかも私は、邪推めいたことを申し上げて恐縮でございしますが、この問題は私は文部省から出ているのかもしれないと思つてゐる。おそらく文部省のどこかに三十七条、教育の正常なる運営を阻害する、こういう認定をまず真つ先に文部省からされて、それで行政処分があり、そういう解釈が成り立てば、検察権の発動もといふように、あるいは私は文部省が根源ではなかつたかといふような感じもしてなりません。文部大臣みずか

ら、先ほど私が言いましたように、学級定員の法規通りのものが確保できず、園内の折衝は十分できず、そのために定員の問題が起つてゐる、末端に、教育水準を守るためにといふので、こういう問題が起つてゐる。それを日本の教育界に警察権まで入れて、しかも早朝とは言へ、あの小さい佐賀県で四十何カ所に家宅捜索をやり、現職教員に対して、任意出頭もできると十分判断されるにもかかわらず、逮捕令状を発行した。これは長く日本の教育史に残るでしやう。これは私は尾尾文部大臣時代に起つたという記憶が残れば、私はある意味において尾尾文政の汚点にもなりはしないかと思ふ。こういう事態の原因を排除すると同時に、こゝろ行き過ぎた、飛躍した法解釈と、それに対するあたかも弾圧的な措置については、私は将来の日本の教育界のために文部大臣として、所管大臣として善処してもらいたいと思ふのですが、大臣はどういふ所感を今持つておられますか、承わりたいと思ひます。答弁次第では私は今後尾尾文政に対して考え直さなくちやならぬと思ひます。

○國務大臣(尾尾弘吉君) 今回の事件全体をながめまして、かような事態が起りましたといふことについては、先ほど申しましたように、私はまことに残念に存じております。かようなことがないようになりたいのが私の念願であります。私としては、これも先ほど申しましたけれども、教員組合の諸君はあくまでも合法的に行動してもよいのであります。いかなる理由があるにせよ、法規の、法令の範囲を逸脱するような行為は厳に慎しんで

もらいたいと思つてゐるのです。さうな意味におきましてしばしば注意をいたしてあります。あるいはそれが原因となつて佐賀県教委が何かの行動をしたといふことになるかもしれない。私は一般的には日本の全国の教育委員会に対して、教員諸君が法令の範囲内において行動してもらふようにといふことを強く申しておるつもりであります。今回の事件につきまして、三十七条の問題につきましては遺憾ながら私はこれまで県教委の報告を前提として考へますならば湯山委員と見解を異にするのであります。私はこれは三十七条違反の行為であると、かように考へておる次第であります。従ひまして佐賀県の教委がこれを違反として行政処分をいたしたことも、前回にも申し上げましたが、私はこれはやむを得ないと思ひます。またこれにつきまして警察当局が犯罪の容疑ありとして、その処置に出られたということもこれまたやむを得ない、まことに遺憾なことではありますけれども、やむを得ない問題と今日考へておる次第であります。

○委員長(岡三郎君) ちょっと私國務大臣じゃなくて、石井榮三君にちょっと聞きたいのだが、議事進行のために必要があると思ふのですがね。私は委員長としての今までの問答を聞いていて、逮捕状といふものをどう考へてゐるか知らぬが、これは要するに非常に過酷な、定員削減、給与のストップ、こゝろいふようなものをやつてきて、そして三十七条の行政処分をして、なお今回逮捕状を用意して、四十何カ所やつたといふことは始めから最後まで酷に過ぎると私は思つてゐる。非常に

皆が苦しんで学校の教育を守ろうと  
やった、それで行政罰を受けて、それ  
でしかもそのあげくの果てがそれを取  
り調べるというところについて、必要が  
あれば取り調べればよいでしょうが、  
四十何方所も捜査をして、しかもその  
上に逮捕状を突きつけて、任意出頭と  
はいえ直ちにそれはもう前後の経緯か  
ら考えれば、始めから逮捕状でやって  
いるというふうにもとれるわけです。  
そういうふうな形の中で私はほかのい  
ろいろな事例と比較して、ほかの問題  
を判断してこれが果して公正かどうか  
か。私はもう明らかにこれは弾圧であ  
ると認定せざるを得ない、こういう  
きょうぎようしいやり方で、たとえば  
先般の福岡の県知事が来た場合に、わ  
ざわざ鎌倉まで出かけて、鎌倉に出頭  
させて、しかもあれだけの容疑があるの  
に任意出頭で帰す、そういうふうな一  
方においてはやることをやりながら、  
片方はもう事実明白なんです、これは  
罪に陥れるための逮捕であって、調べ  
るということよりもそれを確認させる  
ための逮捕行為というふうに私たちが  
だつて考えざるを得ない。これは問題  
の焦点というものを考えていった場合  
に文教委員会としては、これはゆゆし  
い問題だと思ふ。やむを得ない問題  
と、とつた処置がやむを得ないという  
問題とはこれは違ふのです。だから  
そういう点で今後どれだけの調べ方を  
するかわからんが、とにかく新しい法  
令を適用する場合に、新判例を聞くこ  
ういふ形で功名心にかかれてやったと  
思ふわけけれど、事教育の問題に關する  
限りにおいては慎重にやる、慎重にやる  
ということとは終始一貫それが慎重でな  
くちやならぬと思ふ。しかもその中で

法に照らして堂々とやるならやられて  
けつこうだと思ふが、逮捕状を直ちに  
執行する、履行するということをして、先  
ほど山口警備部長さんが言つておりま  
したが、逮捕状を執行する必要という  
ものを先ほど御回答になったが、ほか  
の問題と関連して常識的に判断してど  
うですか、これは酷に過ぎると思ひ  
ませんか。これは山口警備部長より  
か、石井榮三警察庁長官に聞きました  
らう。

○政府委員(石井榮三君) 今回の佐賀  
県の事件につきましては、私も私もま  
ことに遺憾に存するのでございます。  
県の財政の都合もあることでございま  
すが、二百五十九名という大量の定員  
の削減といふことは、これは教育関係  
の方々にとつてはゆゆしい問題である  
ことは、十分に私もよくわかるのでご  
ざいます。従ひまして、そのために学  
校の先生方がいろいろとその問題の有  
利な解決のために運動せられるという  
ことも、これももつともなことだと思  
うのであります。それはあくまで合法  
の枠内においてなされなければなら  
ぬのであります。いかに目的が正し  
いことであるからといって、手段を選  
ばない、いかなる手段に訴へてもよろ  
しいといふものではないと思ふのであ  
ります。法治国としましては、どこま  
でも法律を順守し、法律の枠内にお  
いて、いわゆる合法の枠内において  
行動しなければならぬことは、申すま  
でもないことであります。特に次代の  
国民を教育せられる立場にあられる学  
校の先生方といひましては、率先法  
令の順守という態度をお示しいただき  
たいと、私もかねがね思つておるの  
でございます。そういう見地からいた

しますときに、今回佐賀県の先生方が  
行き過ぎた行為をなされまして、私ど  
もは残念ながら地方公務員法第三十七  
条の違反としてこれを検査しなければ  
ならぬといふことになりましたこと  
は、まことに遺憾に思ふのでございま  
すが、これに對しましては、先刻来申  
します通り、現地の警察としましては  
は、初めてのケースでありますだけ  
に、慎重に実態の把握に努め、また法  
の解釈等につきましても十分研究を遂  
げまして、初めて昨日関係者の検査並  
びに関係場所の捜査を実施したといふ  
次第でございます。逮捕状の執行が不  
備ではないかといふお尋ねでございま  
すが、先ほど申し上げましたよう  
に、捜査のあり方といひましては、  
任意捜査で目的が達せられるならば、  
任意捜査を建前とするのが妥当である  
と思ふのであります。人権の尊重と  
いふことは、われわれ捜査に當る者の  
基本的理念として、絶対に忘れてはな  
らぬところであります。国民に迷惑を  
かけるといふことのないように、どこ  
までも人権を尊重しつつ、真実の発見  
に努めるという捜査のあり方こそ、今  
日の民主主義下の捜査のあり方である  
と思つて、私は広くそういうことを第  
一線の警察官諸君にも注意を喚起し、  
また指導もいたしておるつもりでござ  
います。従ひまして、昨日の佐賀県の  
関係者に対しては、最初は任意出  
頭を求めまして、それによつて警察と  
しての捜査目的を達成すべく努力をい  
たしたのであります。十分にその捜  
査方針をもつて目的を達し得なかつた  
ために、やむを得ず逮捕状を執行する  
という結果に相なつたものと報告に接  
しておる次第でございます。

さらに今後の捜査の進展につきまし  
ては、どこまでも人権の尊重というこ  
と、また先ほど御指摘になりましたよ  
うに、学校の先生方がこの事件で検査  
されたといふことの生徒、児童等に与  
へます影響等もありますので、そうし  
た点を十分考慮しつつ、できるだけす  
みやかに事案の解決をはかるというこ  
とに最善を尽くすように、重ねて現地の  
警察にもそれを督促いたしたいと、か  
ように考えております。

○松永忠二君 今のお答えであります  
けれども、任意捜査をこゝろいふふう  
にやつてみたけれども、こゝろいふ点から  
逮捕状を出し、捜査令状を出してやら  
なければならぬといふ段階に至つた  
といふ、そういう具体的な問題につ  
いてどういふふうな点を把握されてお  
るか。

○政府委員(石井榮三君) 先ほど  
の点に就いてお答えしたと思ふのであ  
ります。何分きのうのことでありま  
して、また関係者も多いことでありま  
すし、どの人に対しての捜査がどうい  
う状況であつたかといふことを、私ど  
もは一々承知をいたしておらないので  
あります。また、報告に接してござい  
ません。従つて、現地では必要でもない  
のに逮捕令状を執行して強制捜査をす  
るはずはございせん。任意捜査で目  
的を達せられるならば、そうすべきで  
あります。これはかねがね第一線の諸  
君に要望し、またそういうふうな指導  
いたしておりますので、任意捜査で目  
的を達せられるならば、それをあえて  
強制捜査に切りかえるといふことはな  
いと思ひますが、逮捕状を執行せざる  
を得なかつた事情にあつたのではない  
かといふことを想像いたしております。

○政府委員(石井榮三君) 先ほど  
の点に就いてお答えしたと思ふのであ  
ります。何分きのうのことでありま  
して、また関係者も多いことでありま  
すし、どの人に対しての捜査がどうい  
う状況であつたかといふことを、私ど  
もは一々承知をいたしておらないので  
あります。また、報告に接してござい  
ません。従つて、現地では必要でもない  
のに逮捕令状を執行して強制捜査をす  
るはずはございせん。任意捜査で目  
的を達せられるならば、そうすべきで  
あります。これはかねがね第一線の諸  
君に要望し、またそういうふうな指導  
いたしておりますので、任意捜査で目  
的を達せられるならば、それをあえて  
強制捜査に切りかえるといふことはな  
いと思ひますが、逮捕状を執行せざる  
を得なかつた事情にあつたのではない  
かといふことを想像いたしております。

○政府委員(石井榮三君) 先ほど  
の点に就いてお答えしたと思ふのであ  
ります。何分きのうのことでありま  
して、また関係者も多いことでありま  
すし、どの人に対しての捜査がどうい  
う状況であつたかといふことを、私ど  
もは一々承知をいたしておらないので  
あります。また、報告に接してござい  
ません。従つて、現地では必要でもない  
のに逮捕令状を執行して強制捜査をす  
るはずはございせん。任意捜査で目  
的を達せられるならば、そうすべきで  
あります。これはかねがね第一線の諸  
君に要望し、またそういうふうな指導  
いたしておりますので、任意捜査で目  
的を達せられるならば、それをあえて  
強制捜査に切りかえるといふことはな  
いと思ひますが、逮捕状を執行せざる  
を得なかつた事情にあつたのではない  
かといふことを想像いたしております。

○政府委員(石井榮三君) 先ほど  
の点に就いてお答えしたと思ふのであ  
ります。何分きのうのことでありま  
して、また関係者も多いことでありま  
すし、どの人に対しての捜査がどうい  
う状況であつたかといふことを、私ど  
もは一々承知をいたしておらないので  
あります。また、報告に接してござい  
ません。従つて、現地では必要でもない  
のに逮捕令状を執行して強制捜査をす  
るはずはございせん。任意捜査で目  
的を達せられるならば、そうすべきで  
あります。これはかねがね第一線の諸  
君に要望し、またそういうふうな指導  
いたしておりますので、任意捜査で目  
的を達せられるならば、それをあえて  
強制捜査に切りかえるといふことはな  
いと思ひますが、逮捕状を執行せざる  
を得なかつた事情にあつたのではない  
かといふことを想像いたしております。

○政府委員(石井榮三君) 先ほど  
の点に就いてお答えしたと思ふのであ  
ります。何分きのうのことでありま  
して、また関係者も多いことでありま  
すし、どの人に対しての捜査がどうい  
う状況であつたかといふことを、私ど  
もは一々承知をいたしておらないので  
あります。また、報告に接してござい  
ません。従つて、現地では必要でもない  
のに逮捕令状を執行して強制捜査をす  
るはずはございせん。任意捜査で目  
的を達せられるならば、そうすべきで  
あります。これはかねがね第一線の諸  
君に要望し、またそういうふうな指導  
いたしておりますので、任意捜査で目  
的を達せられるならば、それをあえて  
強制捜査に切りかえるといふことはな  
いと思ひますが、逮捕状を執行せざる  
を得なかつた事情にあつたのではない  
かといふことを想像いたしております。

○政府委員(石井榮三君) 先ほど  
の点に就いてお答えしたと思ふのであ  
ります。何分きのうのことでありま  
して、また関係者も多いことでありま  
すし、どの人に対しての捜査がどうい  
う状況であつたかといふことを、私ど  
もは一々承知をいたしておらないので  
あります。また、報告に接してござい  
ません。従つて、現地では必要でもない  
のに逮捕令状を執行して強制捜査をす  
るはずはございせん。任意捜査で目  
的を達せられるならば、そうすべきで  
あります。これはかねがね第一線の諸  
君に要望し、またそういうふうな指導  
いたしておりますので、任意捜査で目  
的を達せられるならば、それをあえて  
強制捜査に切りかえるといふことはな  
いと思ひますが、逮捕状を執行せざる  
を得なかつた事情にあつたのではない  
かといふことを想像いたしております。

○松永忠二君 この解釈の問題につ  
いて、二お伺いをいたしたいわけでご  
ざいます。今度捜査令状、逮捕状を執  
行された人々について、いわゆる  
合法的に賜暇の休暇をとつて、そうし

○松永忠二君 この解釈の問題につ  
いて、二お伺いをいたしたいわけでご  
ざいます。今度捜査令状、逮捕状を執  
行された人々について、いわゆる  
合法的に賜暇の休暇をとつて、そうし

○松永忠二君 この解釈の問題につ  
いて、二お伺いをいたしたいわけでご  
ざいます。今度捜査令状、逮捕状を執  
行された人々について、いわゆる  
合法的に賜暇の休暇をとつて、そうし

○松永忠二君 この解釈の問題につ  
いて、二お伺いをいたしたいわけでご  
ざいます。今度捜査令状、逮捕状を執  
行された人々について、いわゆる  
合法的に賜暇の休暇をとつて、そうし

○松永忠二君 この解釈の問題につ  
いて、二お伺いをいたしたいわけでご  
ざいます。今度捜査令状、逮捕状を執  
行された人々について、いわゆる  
合法的に賜暇の休暇をとつて、そうし

○松永忠二君 この解釈の問題につ  
いて、二お伺いをいたしたいわけでご  
ざいます。今度捜査令状、逮捕状を執  
行された人々について、いわゆる  
合法的に賜暇の休暇をとつて、そうし

て要求措置の大会をやるということを指示し、またそういう点で事を取り運んだと思うわけでありますが、また事実そうであるように聞いておるわけでありますが、そういう合法的な措置をして措置要求をするというものを指示しても、なおかつ第三十七条の適用を受けるというものは、どうも法的な理由ではありませんか。

○政府委員(山口喜雄君) 三十七条は、御承知のように、「同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能力を低下させる意図的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのおかし、若しくはあつてはならない。」という規定であります。それに罰則がついております。従つて、給与その他の勤務条件の改善等について努力をされません。やはり法律で禁止しております行為、禁止しております事項に触れないようにしていただく、これはまあいゆる先ほどから長官が言われました、合法の範囲内においていただく、こういうふうに私どもは解釈しております。

○松永忠二君 私の申し上げたのは、県の執行部が指示したのは、賜暇休暇をとつて、そして措置要求の大会を集合するということを指令しておるのであつて、非合法の賜暇休暇をとるとかというように指示しているわけではないわけですね。別に怠業の行為をするように指示しておるわけではないのであつて、賜暇休暇をとつて、そして集合して、措置の要求をするというふうなことが指示されていて、ど

うしてそれが怠業のあれをそのおかしなところになるんですか。

○政府委員(山口喜雄君) 先ほどから申し上げておりますように、県教組からは十四、十五、十六の三日間有給休暇をとつて、そしてこれこれの総決起大会に出席するように、こういうふうに指示をしておられるので、その有給休暇をそういうふうな三、三、四割というふうに県下全体の先生方が一度に多数、三日のうちに一斉に休暇をとつて休まれるというところは、学校教育の正常な運営を妨げるから、そういうことはやめてもらいたいということを県の教育委員会、あるいは地方の教育委員がこれを繰り返して述べて説得しておられる。それにもかかわらずなおその指令を出されて、そういうことを行うように指示されたという点が、先ほど言いましたように三十七条の違反になるのであります。結局有給休暇をとられる際には、先ほどからいろいろ御説明をいたしましたように、それぞれやはり踏んでいく順序があるわけでありまして、そういう関係で、三十七条違反と、かように私どもは考へておる次第でございます。

○松永忠二君 この指令を出した指令については、今言うような有給休暇としての合法的な賜暇を受けて集まつてくるという措置要求をしておるわけですね。そういう措置要求を聞くというのであつて、その怠業行為としての賜暇休暇をとつて出てこいというふうなことじゃないので、この点については、これを一方的に怠業行為というふうに決定をするということについては、これは少し従前のいろいろな他の労働組合等において実施されている

状態から見ても、これが直ちに怠業行為というふうな解釈はできないと思つてわけでありまして、その点はどうなんですか。

○政府委員(山口喜雄君) もちろん一般の民間の労働組合についてはそういう規定はございませんが、地方公務員については三十七条があるわけでありまして、なお過去においてこれに類似したような事態があつたのに、それは別にそう取締りもしてないじゃないかというところでございまして、先ほどから御説明いたしますように、今回の佐賀県教組で行われました事態は、過去におきましてはこれは相当異例の事態であるとわれわれは考へておる次第であります。

○委員長(岡三郎君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。

○安部清義君 大臣にお伺いしたいと思つて、佐賀県の問題を中心にしてありますが、私ども文教委員になつてから、最近になつて、たとえば愛媛の問題にしても、大分の問題にしても、今回最も県下の注目を集めておるところの佐賀県の問題、ことに警察権が発動されたという点が、き問題が惹起してあるという一連の関係をずっと考へてみますと、次に、何と申しますか、権力的な空気がそういう問題ごとに私どもには強く感ぜられてならない。ことに愛媛の問題につきましても、静かに分析いたしますと、そういう感じがする。大分の問題にいたしましては、先生方を二十八条によつてああいう処置をしなければならぬという状態になつて

おる。今回はまた特に警察権が発動されるといったような、われわれいまだかつて聞いたことのないようなことが教育界においてわれわれの前に現れてきた、私は、この点について非常な不安を感じるのであります。こういうふうなものが単なる佐賀県一県の警察本部長の考えだけで行われておるのじゃないかといったような感じが持つのであります。こうした教育界の一つの大きな流れに對しまして、大臣の一つの御所見を承わりたいと思つてあります。

○国務大臣(灘尾弘吉君) 私は今日の教育界において、権力主義的な風潮がもたれておるといふふうには実は考へておりません。もしまたさうなことがありたいとしますならば、これは十分気を付けなければならぬことだと思つております。ただ、しばしば申し上げますように、これは私の気持ちから申しますならば、ともかく教育関係の――教組の諸君はできるだけ一つ気を付けて、合法の範囲内で行動をしてほしいということが一つであります。いま一つは、教育の場における秩序、あるいは行政の規律というふうなものはぜひ守つてもらいたいというの、これは私の衷心からの願ひであります。そういう意味におきましては、私は地方の諸君にいろいろ注文をいたしますけれども、決して権力主義的にものをやるとか、そういうふうな気持ちでやつていくなんというところは毛頭考へておりません。もし御指摘のよう風潮が一般的にあるといたしますならば、これは十分絶縁に努めたいと思つております。

○委員長(岡三郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) それでは速記をつけて。

以上で大分県及び佐賀県における教職員の人件行政に関する件の質疑を一応本日はこれをもって終ります。

○委員長(岡三郎君) 次に社会教育法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず提案理由の説明を求めます。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡三郎君) 速記をつけて。○国務大臣(灘尾弘吉君) ただいま議題となりました社会教育法の一部を改正する法律案についてその提案の理由を御説明申し上げます。

昭和二十四年社会教育法制定以来、わが国の社会教育は、これに基いて展開されて参つておるのであります。もとより社会教育活動の領域は非常に広く、これに関する事業を行うことを目的とする団体もきわめて多岐にわたるのであります。

従来こうした社会教育関係団体については、その団体が自主的組織による民間団体であることにかんがみ、国及び地方公共団体は、これらの社会教育関係団体に対して補助を行わない方針のもとに、社会教育法にもその旨の規定が設けられておるのであります。

しかしながら社会教育法制定当時とは異なり、現在ではすべての社会教育関係団体に対して一律に以上の方針で臨むことについては必ずしも実情に即さないものがあるのであります。

特に運動競技に關して全国的及び国際的な事業を行うことを主たる目的とし

る団体においては、当該団体のみの自主的活動にすべてを依存してしまうことはほとんど不可能な状態であり、現在このことが社会体育の振興上大きな問題となっているのであります。

このような団体については、その事業の性質及び規模等にかんがみ、当面の問題として、国は国家的見地からこれを援助する必要があると思われるのであります。これら民間スポーツ団体の活動を助成するため、国は緊急に必要な措置を講ずるよう各方面からも強い要望が起っているのであります。

以上のような理由により、社会教育関係団体のうちで運動競技に関する全国的及び国際的な事業を行うことを主たる目的とする団体に対しては、当分の間、国はその事業遂行に必要な経費について助成できる道を開き、これらの団体が円滑に事業を遂行できるようにいたしたいのであります。

以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ十分御審議の上すみやかに御賛成下さいますようお願いいたします。

○委員長(岡三郎君) 社会教育局長の補足説明並びに本案に対する質疑は次回に譲り、本日はこれにて散会いたします。

午後七時二分散会

昭和三十一年五月二日印刷

昭和三十一年五月四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局